

自立と発展のために

～生き残りをかけた聖域なき行革～

第4期行財政改革推進プログラム

平成20年3月

秋 田 県

はじめに

少子高齢・人口減少社会の到来や市町村合併をはじめとする地方分権改革の進展など、県政を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、現代は「チャンス」を逃さず「自ら行動」する時代だと思います。

グローバルな競争社会の中で拡大した地方と都市部の格差是正のためには、国、地方を問わず行政が、従来の発想を根本から変えていくことが求められております。それとともに、県民一人ひとりが、自ら考え、新たなことにトライすることも大切であります。

時代の変革期は大きなチャンスであり、互いに知恵を出し、たくましく競争していくことが、本県の自立と発展につながるものと考えております。

第４期行財政改革では、平成１１年に策定した「秋田県行政改革大綱」から３期にわたる行財政改革の成果を踏まえ、「財政運営システム改革」、「行政運営システム改革」、「公共サービス改革」の３つのテーマを掲げ、将来に向けて持続可能な財政基盤の確立、さらにスリムで効率的な行政の実現、分権型社会における県の役割の再構築と県民との協働の促進など、行財政運営全般にわたる聖域なき改革を実施し、本県の自立と発展につなげる基盤を整備してまいります。

また、改革の推進に当たっては、６２の改革項目に可能な限り数値目標を設定し、その達成に総力を挙げるとともに、広報紙や県のホームページなどを通じて年度毎の実施計画や取組状況を公表してまいります。

策定に当たって、行財政改革推進委員会からのご提言や県議会でのご論議をいただいたほか、県内６カ所で開催した意見交換会やパブリックコメントなどにおいて、広く県民の皆様からの貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。今後も、県民の皆様のご意見を伺いながら、全庁一丸となってプログラムの着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成２０年３月

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城
(秋田県行財政改革推進本部長)

目 次

第4期行財政改革推進プログラムの基本方針

1	これまでの行財政改革の取組	1
2	新たな改革の必要性	1
3	本県の自立と発展のために	2
4	第4期行財政改革の実施期間	3

I 財政運営システム改革

1	「選択と集中」による事業の抜本的な見直し	4
	(1)全事業のゼロベースからの見直し	
	(2)重複・類似事業の整理統合	
2	歳出の更なる見直し	7
	(1)人件費の縮減	
	(2)県債発行の抑制	
	(3)県単独補助金の廃止・縮減	
	(4)病院・大学等への繰出金等の縮減	
	(5)県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	
	(6)投資事業の重点化	
	(7)一層の事業コストの削減	
	(8)予算執行段階の経費削減	
	(9)国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	
3	歳入の確保対策	17
	(1)県税の収入率の向上	
	(2)未収金の解消による収入の確保	
	(3)使用料・手数料の見直しによる収入の確保	
	(4)県有資産の処分・貸付等による収入の確保	
	(5)企業広告の活用	
	(6)基金等の活用	
	(7)ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保	
	(8)地方財政基盤の強化に向けた取組	
4	公会計改革の推進	25
	(1)企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	
	(2)連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	

Ⅱ 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制 27

- (1)職員数の更なる縮減
- (2)政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備
- (3)産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化
- (4)市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備
- (5)県立病院の独立行政法人化の推進
- (6)こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進
- (7)試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進
- (8)庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立
- (9)職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用

2 知事部局以外の機関の改革 36

- (1)教育委員会の改革
- (2)警察本部の改革
- (3)各種行政委員会の改革
- (4)議会事務局の改革

3 柔軟で効率的な行政システム 39

- (1)政策等評価制度の見直し
- (2)電子自治体の一層の推進
- (3)IT活用による一層の効率化
- (4)業務改善の継続的な取組

4 職員の資質向上 43

- (1)職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革
- (2)能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充

Ⅲ 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進	45
(1)市町村に対する更なる権限移譲の推進	
(2)県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
(3)地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	
(4)新時代国土発展制度(1国2制度)の導入に向けた国への働きかけ	
2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大	48
(1)社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	
(2)県民との協働を推進するための仕組みづくり	
(3)自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	
(4)県民全体で支える森づくりの推進	
(5)社会全体で支える子育て支援と教育の充実	
(6)アウトソーシングの拡大	
3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用	54
(1)公共施設の有効活用の推進	
(2)自治研修所の有効活用	
(3)職員公舎・知事公舎のあり方検討	
4 県民視点、県民満足度向上の徹底	56
(1)徹底した情報公開の推進	
(2)新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	
(3)審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	
(4)適正な公共調達を行うための取組	
(5)内部通報制度の充実	
(6)職員の営利企業への再就職の制限	
5 第三セクターの徹底的な見直し	62
(1)整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
(2)経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	
(3)経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	

第4期行財政改革の実施項目と見込まれる成果等

1 第4期行財政改革の実施項目及びスケジュール	67
2 第4期行財政改革の推進により見込まれる財政効果	70

参考資料

1 第4期行財政改革推進プログラム策定経過	72
2 これまでの行財政改革の主な取組	74

第4期行財政改革推進プログラムの基本方針

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、行財政改革に積極的に取り組んできており、平成11年には「秋田県行政改革大綱」を策定し、その後第2期、第3期のプログラムを推進してきました。

この間、あきた21総合計画との整合を図りながら、各種施策・事業の見直し、組織機構の再編整理、新たな行政運営システムの導入、行政事務のIT化、第三セクターの改革、市町村・民間との協働、開かれた県政の推進など、改革項目に掲げた多くの課題に取り組み、着実に成果を上げてきました。その結果、平成19年度当初の段階で平成10年度と比べ、職員数で753人（15.6%）、給与費総額で204億円（11.1%）、県債発行額で494億円（38.7%）をそれぞれ削減し、当初予算規模では830億円（10.7%）の減少となりました。

2 新たな改革の必要性

（1）抜本的な歳入歳出の見直し

国の三位一体改革等により、地方交付税等がピーク時に比べ500億円以上減少するなど、一般財源が大幅に減少する事態が続いたことにより、基金の大幅な取り崩しに頼らざるを得ない予算編成が続いており、現行の行財政改革を推進して経費削減努力を行ったとしても、平成21年度には、主要な基金が枯渇するおそれがあります。

このため、これまでの改革の成果を踏まえた新たな行財政改革の方向を明らかにするとともに、あらゆる分野において聖域を設けず抜本的な歳入歳出の見直しを行い、県勢発展のために真に必要な施策を着実に実施していける財政運営基盤を確立する必要があります。

（2）行政運営システムの見直し

県の予算や職員数が縮小していく中で、ますます複雑かつ多様化する住民ニーズに対応した各種のサービスを適切に提供していくためには、限られた行政資源を最大限活用することが不可欠であり、現在の行政運営システムを見直すことは避けて通れない課題です。

限られた行政資源で最大の成果や高い県民満足度を実現する行政経営体への転換を目指し、職員の意識改革や業務遂行能力の向上を図るとともに、新たな時代における県の役割を踏まえた行政運営システムを構築する必要があります。

(3) 市町村や住民主体の地域づくりの推進

平成の大合併により、平成16年度当初には69あった市町村が、平成17年度末には25に再編され、住民に身近な基礎的自治体の姿は大きく変わっており、住民に身近な行政はできるだけ市町村にゆだね、広域的な行政課題への対応は県が担うように、県と市町村との役割分担の見直しを更に進めていく必要があります。

また、市町村と共に、県内企業やNPOなどを地域づくりの主役と位置付け、民間のノウハウや人材を積極的に活用するとともに、民間等の事業機会の拡大、県民共通の課題を社会全体で支える仕組みづくり、県民との協働の促進により、県内経済の活性化および地域の自立につながる地域づくりに寄与していく必要があります。

3 本県の自立と発展のために

平成23年度の知事部局3,500人体制、平成25年度の地方交付税3割減（平成15年度比）に対応できる行財政システムを確立し、本県の自立と発展のための政策を推進するため、次の3つのテーマに基づき、行財政運営全般にわたる聖域なき改革を推進します。

(1) 財政運営システム改革

～将来に向けて持続可能な財政基盤を確立します～

主要基金残高の一定額を確保するとともに、基金の取り崩しに頼らない持続的な財政運営の基盤を確立します。

このため、すべての事業について、住民ニーズ、緊急性、費用対効果等に照らして真に必要なか否かの観点から事業の休廃止を含めたゼロベースからの抜本的な見直しを行い、事業の大幅な整理統合、補助金の縮減、投資事業の重点化など「選択と集中」を徹底します。

また、県税の収入率の向上、未収金の回収、県有資産の処分の促進などあらゆる

る手立てを講じて歳入の確保を図ります。

（２）行政運営システム改革

～行政運営システムの全面的見直しによるスリムで効率的な行政を実現します

県庁の組織機構をより簡素で効率的なものとし、職員数の更なる適正化を図り、職員が一人二役・三役を担うことのできる弾力的な組織運用体制を整備します。

また、組織の効率化と同時に職員のモチベーションの向上や組織の活性化を一体的に推進するため、庁内分権による部局主体の業務執行体制を強化するとともに、現場重視による実効性の高い施策の推進に取り組むこととします。

さらに、社会経済情勢の変化や新たな政策課題に対し、使命感とコスト意識を持ち、県民本位の柔軟な発想で対応できる人材の育成に取り組むとともに、人事・給与制度の能力実績重視への転換、効果的な研修などを通じて、職員が向上心と気概をもって働く環境づくりを進めます。

（３）公共サービス改革

～分権型社会における県の役割の再構築と県民との協働を促進します～

県が従来担ってきた役割や事業の実施方法などを改めて総点検することにより、県、市町村の役割分担を明確化し、県が直接行う業務は、広域的・専門的分野や戦略的プロジェクトなどに特化する一方、住民に身近な業務は、市町村への権限移譲及び業務委託を更に推進します。

また、「民間にできないものは何か」という考え方を基本に、更なるアウトソーシングを進めるほか、行政とNPO等の多様な主体と新たな協働関係の構築を促進するなど分権型行政運営システムの整備を図ります。

4 第４期行財政改革の実施期間

平成２０年度から２２年度までの３年間とします。

※凡例

次ページ以降の財政運営システム、行政運営システム、公共サービスの各改革の本文中の文頭の◎は第４期行財政改革で「新たな視点から取り組む項目」を、○は第３期行財政改革から「引き続き取り組む項目」を表しています。

I 財政運営システム改革

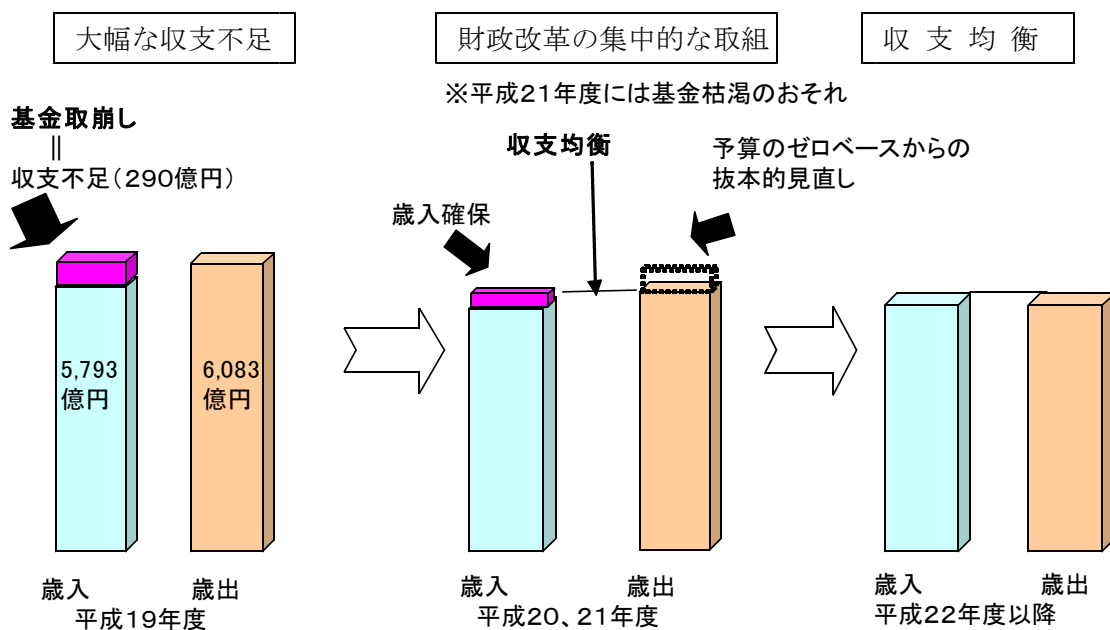
～将来に向けて持続可能な財政基盤を確立します～

1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し

(1) 全事業のゼロベースからの見直し

一連番号 1

- ◎ 収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない財政運営とするため、平成19年度予算の歳入・歳出の全般にわたって、真に必要なか否か、効率的に行われているかなどの観点から抜本的に見直します。
- ◎ これにより、平成19年度当初の収支不足額を、平成20、21年度の2カ年で解消し、平成22年度以降は、収支をほぼ均衡させ、一定の基金残高を確保し、安定した財政運営ができる体制とします。
- ◎ また、この財政改革で既存事業の縮減を図りながら、本県の自立と発展に向けた政策経費を確保します。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□歳入・歳出全般にわたるゼロベースからの見直し	→		
□収支不足の解消	→		
□主要基金の一定額の確保	→		
□自立と発展に向けた政策経費の確保	→		

【取組目標】

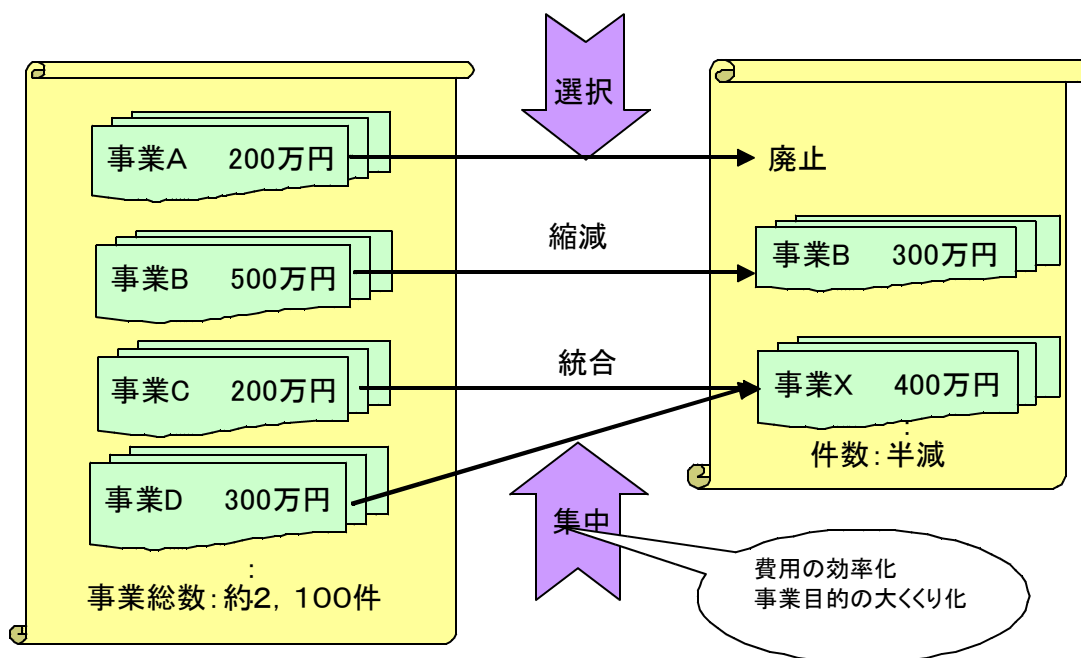
指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■収支不足額		(19年度)	(△140)		
：当初予算ベース	億円	△290	△148	△60	—
：決算ベース		—	△80	0	—
■主要基金残高		(19年度)			
：決算ベース	億円	335	250	250	—
■歳出削減目標			(250)	(100)	
：一般財源ベース	億円	—	270	125	—
■政策経費に占める重点事業の割合：当初予算ベース	%	(19年度) 10.6	14.6	17.0	—

※（ ）内は財政改革の当初目標値

(2) 重複・類似事業の整理統合

一連番号 2

- ◎ 全事業を、休廃止を含めて整理統合し（事業件数を5割程度に縮減）、事業効果を高めるとともに、全体経費を縮減します。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□事業件数の縮減	→		
□統合により効果を高める事業の構築	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■総事業件数	件	(19年度) 2,100	1,500	1,000	—

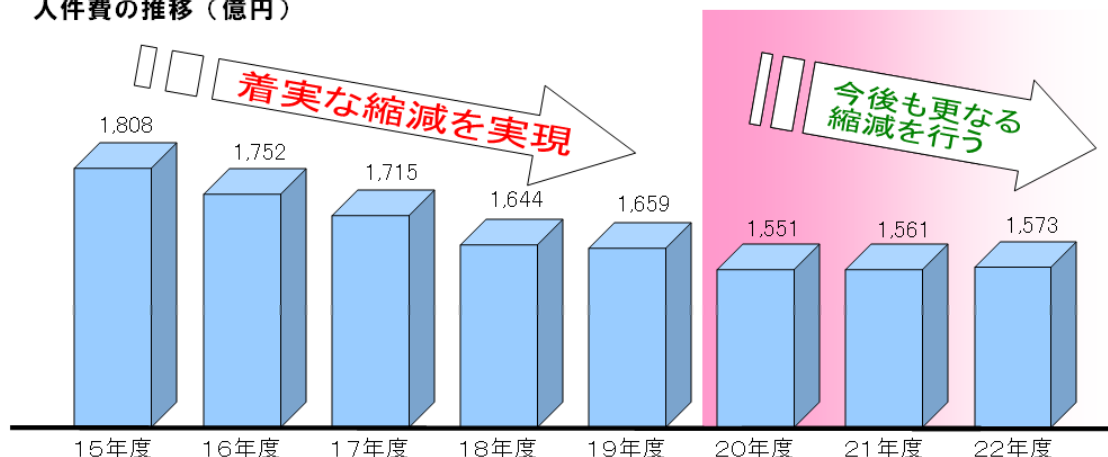
2 歳出の更なる見直し

(1) 人件費の縮減

一連番号 3

- 定員適正化計画等の着実な推進により給与費を縮減するとともに、臨時的に給与カットを実施します。
- 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行うとともに、旅費の見直しを行います。

人件費の推移（億円）



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□職員数の縮減による給与費の縮減	→	→	→
□臨時的給与カットの実施（～22年3月）	→	→	
□各種手当等の見直し（住居手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当など）	→	→	→
□管理職手当の見直し	→	→	→
□旅費の見直し	→		

※一般職の臨時的給与カット（19年11月から22年3月まで）の概要

管理職	給料の4%	管理職手当の16%	支給抑制総額約77億円 （県職員、教職員、警察職員約17,000人）
副主幹・主査級等	給料の4%		
主事・技師級等	給料の2%		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
人件費（職員数の削減等を反映）	億円	(19年度) 1,659	1,588	1,595	1,573
臨時的給与カット分(共済費含む)		△14	△37	△34	
■給与カットを含めた人件費		1,645	1,551	1,561	1,573

(2) 県債発行の抑制

一連番号 4

- 将来の財政負担を軽減するため、県債発行を抑制し、当初予算ベースでのプライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制）を確保します。

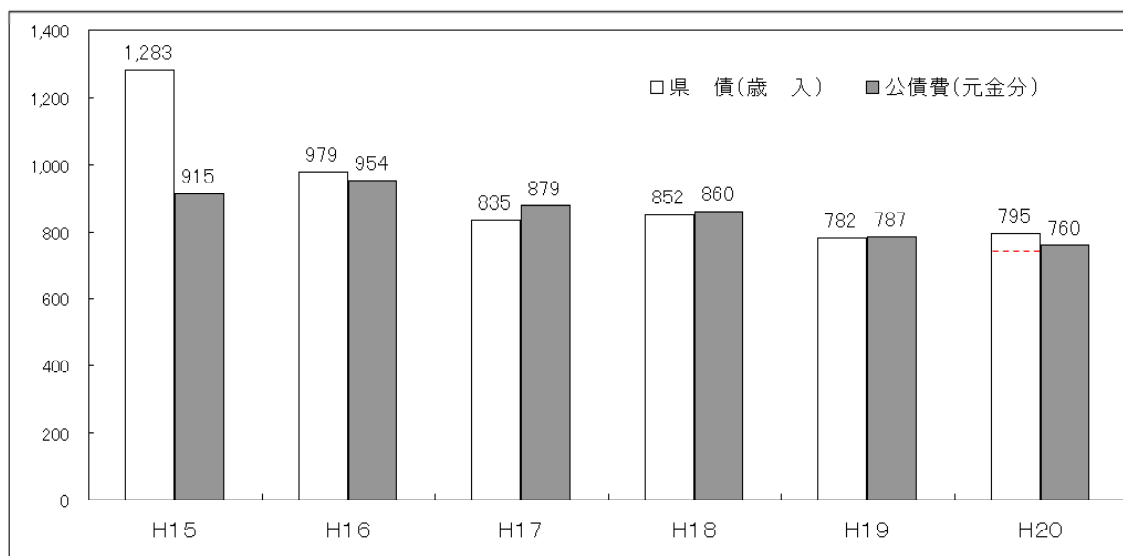
また、3年間の取組期間内に決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を目指します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□県債発行の抑制（対前年度比マイナス）	→		
□プライマリーバランスの黒字（当初予算ベース）	→		
□プライマリーバランスの黒字（決算ベース）			→

◇県債発行額と公債費の推移（当初予算ベース）

（単位：億円）



※ 平成20年度の県債（歳入）には、地方再生対策費の創設に伴い発行する臨時財政対策債42億円を含む。

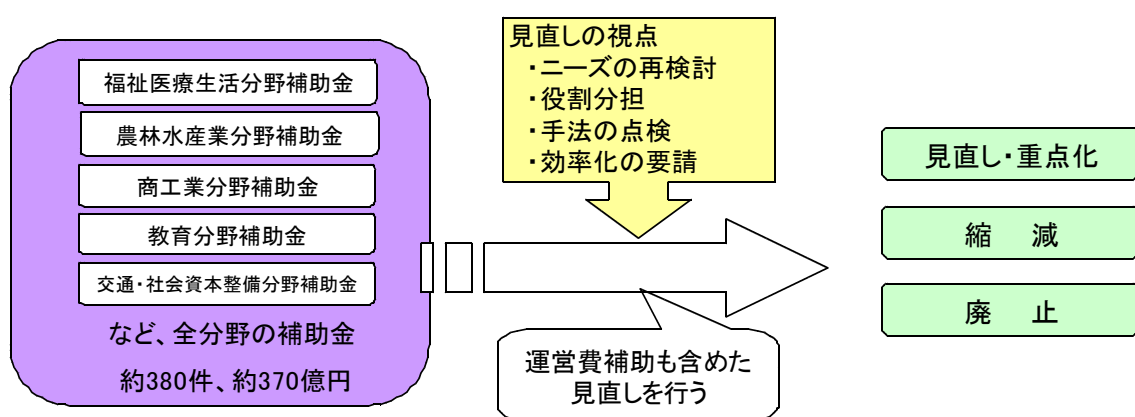
（３）県単独補助金の廃止・縮減

一連番号 5

- 福祉、産業、教育など、すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から見直します。

また、各種団体に対する運営費補助についても、例外なく見直しを行います。

- 本県の自立と発展に向けて真に必要なものについては、財政改革で財源を確保し、対応していきます。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□補助金の廃止・縮減	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■補助金の縮減額 (増額分を除く)	億円	(19年度) △13	(△60) △70	△30	—

※（ ）内は財政改革の当初目標値

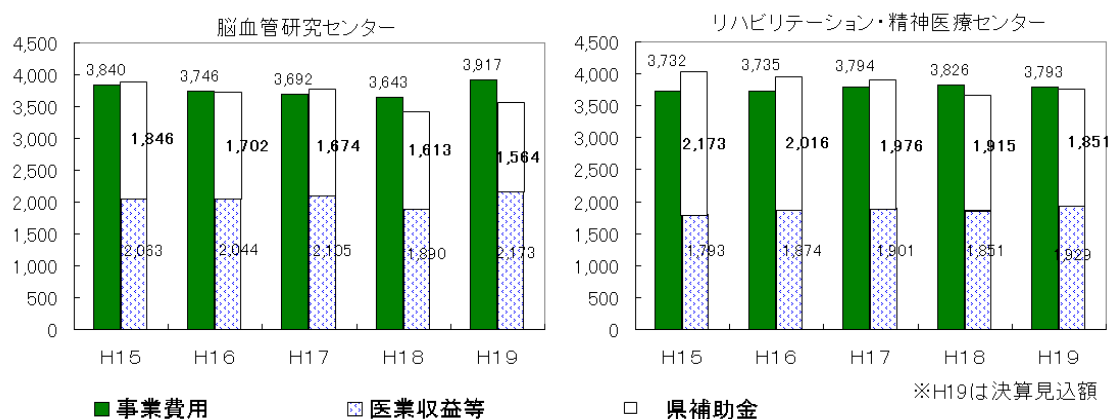
(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減

一連番号 6

- 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの収益性の向上と経費の削減を図るため、「新中期経営計画」及び「経営改善アクションプラン」に基づき、計画的に経営改善を推進します。

※ 両センターは、平成21年度を目途に新たな地方独立行政法人に移行する予定であることから、両計画は同法人が作成する中期計画に引き継がれることとなります。

脳研・リハセンにおける事業収益と繰出金の推移(単位:百万円)



【実施計画】

取組内容	20年度	21年度	22年度
□「新中期経営計画」及び「経営改善アクションプラン」に基づく計画的な経営改善の推進	→		

【取組目標】

指標名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■病院への繰出金	百万円	(19年度) 3,418	3,076	※中期計画で決定	

※地方独立行政法人法に基づき作成する中期計画の中で収益性の向上、経費の削減に向けた取組目標を明らかにし、経営改善を推進します。

- ◎ 公立大学法人である秋田県立大学及び国際教養大学に対して、県が定めた法人の中期目標の達成を図りながら、業務内容や運営方法の見直しによる更なる経費節減と収入増加に取り組むよう求めるとともに、経営努力がより一層反映できるよう算定方法を見直すなどにより、運営費交付金の縮減に努めます。

【大学への運営費交付金等の推移】

(単位：百万円)

年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度	1 9 年 度
秋田県立大学	—	—	4, 5 2 7	4, 4 1 7
国際教養大学	8 9 8	1, 0 6 4	1, 0 0 7	9 8 4

※秋田県立大学は18年度から公立大学法人へ移行。

【実施計画】

取 組 内 容	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
□運営費交付金の縮減			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
■大学への運営費交付金等	百 万 円	(1 9 年 度) 5, 4 0 1	5, 1 8 4	縮減	—

※平成20年度設置の国際教養大学の専門職大学院分等141百万円を除く。

(5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化

一連番号 7

- ◎ 平成19年度に策定する「県有資産の最適管理に関する基本方針」に基づき、各建築物の維持管理に関する基礎台帳を作成し、目的や構造、規模が似通った建築物を相互に比較することにより、改善点を明らかにし維持管理コストを削減します。

【対策例】

光熱水費等の目標水準の設定、一括契約等の委託手法の検討、電気・機械設備等の改修や運用方法の改善等

- ◎ 国体関連施設等の県有建築物の整備が進み、今後は適正な維持管理による長寿命化が重要になることから、予防保全を基本とした計画的な修繕を行うとともに、施設情報や維持管理に要する予算の集約化等により一元的なメンテナンスを行う体制とします。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□光熱水費等の目標水準の設定等による維持管理コストの削減			
□一元的なメンテナンスを行う体制の整備			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■県有建築物のエネルギー 使用量 (18年度を100とした場合) ※ MJ/m ² ・年により算出	%	(18年度) 100	99	95	93
■県有建築物の維持管理業務 委託費	百万円 (%)	(18年度) 2,200 (100)	2,178 (99)	2,090 (95)	2,046 (93)

※単位 MJ/m²は、床面積あたりのエネルギーの単位。

(6) 投資事業の重点化

一連番号 8

○ 総事業費の着実な縮減を継続するとともに、新規箇所を厳選するなど投資事業の重点化を図ります。

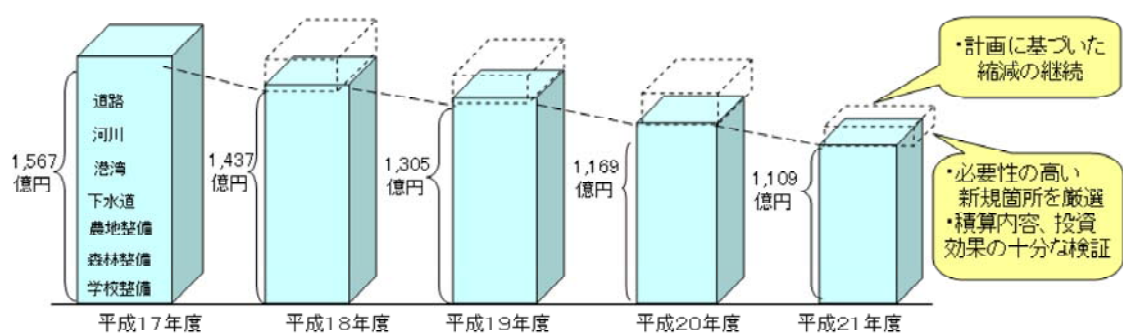
○ 「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の重点配分に努め、公共事業の質を高めることにより、社会資本整備の実質的向上を図ります。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□投資事業の重点化	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■投資事業費（当初予算）	億円	(19年度) 1,305	1,169	1,109	—



(7) 一層の事業コストの削減

一連番号 9

◎ 公共建築物の設計にあたって、民間建築物の価格を調査、分析することにより、建築物のグレードの見直し及びコスト削減に取り組みます。

○ 地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の適用件数の拡大を図ります。

※ 秋田スペック：公共事業の計画・実施にあたり、中山間地域での道路整備を必ずしも2車線ではなくいわゆる1.5車線化としたり、街路事業での整備を片側のみの拡幅といった暫定施工を行う等、従来の全国標準の基準によらない秋田県独自の計画・設計仕様のこと。

○ 「設計VE」の取組をさらに進め、公共事業のコスト削減を拡大します。

※ VE（Value Engineering）：「気づきにくい改善余地を効率的に見つけ、改善する技術」で、6～8人のワークショップ形式で設計の最適化を検討すること。コスト縮減のほか、参加者の意識改革の効果がある。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 民間建築物の価格調査、分析	→	→	→
☐ 建築物のグレードの見直し	→	→	→
☐ 秋田スペック統合事例集の作成	→		
☐ 秋田スペック適用工事（件数）の拡大	→	→	→
☐ VE基礎研修の実施、VEリーダーの育成	→	→	→
☐ インハウス（職員だけによる）VEの実施	→	→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/発注工事件数×100)	%	(19年度) 20	30	50	70
■ 設計VE実施件数	件	(19年度) 14	20	25	30

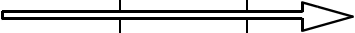
(8) 予算執行段階の経費削減

一連番号10

◎ 厳しい財政状況の中で、予算編成だけでなく、予算執行段階においても、効率的な事業執行に努めるとともに、随意契約を極力減らしていくなど契約方式を見直すことにより経費節減を図ります。

○ 職員のコスト意識を一層高め、「予算は限度額であり、使い切るものではない」という意識をさらに徹底させます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□事業の効率的執行			
□職員のコスト意識の徹底			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■収支不足額（※再掲）		(19年度)	(△140)		
：当初予算ベース	億円	△290	△148	△60	—
：決算ベース		—	△80	0	—

※（ ）内は財政改革の当初目標値

(9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進

一連番号11

- ◎ 国直轄事業については、基本的に国の責任のもとで実施されるべきであり、県独自の要望、全国知事会を通じた要望等により、国直轄事業負担金の段階的縮減や廃止等、制度の見直しを求めます。

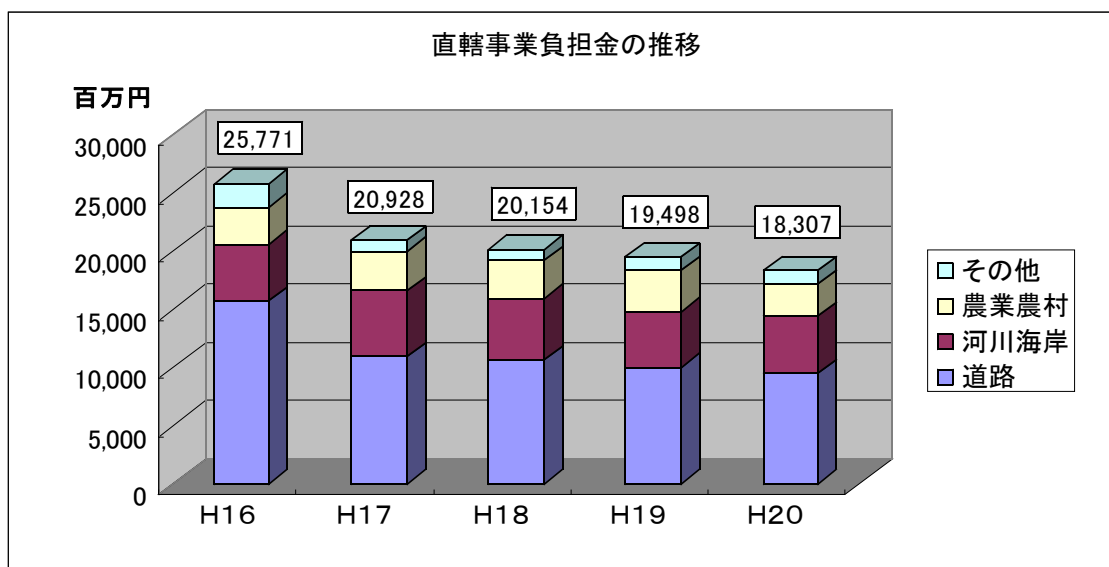
特に道路に係る国直轄事業負担金については、道路特定財源を充てることも含め、早期に制度の見直しを行うことを強く求めます。

- ◎ 本来、管理主体である国が負担すべき維持管理費については、国直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることなく、直ちに廃止することを求めます。

- ◎ また、国直轄事業負担金の予定額については、地方財政法に工事の着手前にあらかじめ地方公共団体に通知しなければならないと規定されていることに鑑み、事前に十分な情報開示を行うことや事前協議の義務づけなど制度の改善を求めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 全国知事会を通じた要望活動の実施	→	→	→
☐ 国への施策・予算に係る提案・要望の実施	→	→	→
☐ 県議会との合同による要望活動の実施	→	→	→



3 歳入の確保対策

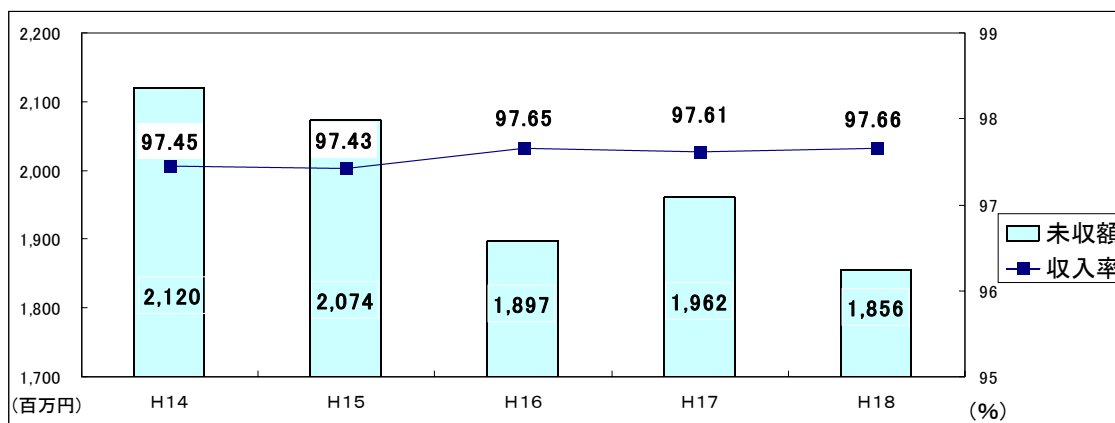
(1) 県税の収入率の向上

一連番号 1 2

- 個人県民税の未納額の縮減に向けて、県と市町村の連名による「共同催告書」の送付、県職員と市町村職員の「合同滞納整理」の実施、県による「直接徴収」の実施、県職員が市町村職員の身分を併せ持つ「短期併任制度」の活用等市町村との連携による収入確保対策の強化に取り組めます。
- ◎ 県税の滞納額の累増を抑止するため、インターネット公売、タイヤロックによる自動車の差押え等を充実し、県税の徴収対策の強化を図ります。

※ タイヤロックによる自動車の差押え：自動車用車輪止め（タイヤロック）を装着し、自動車を運転できないようにする差押え。

◇県税未収額と収入率の推移◇



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□県北・中央・県南に新たに配置した「納税推進専門員」を中心とした、市町村との連携による収入確保対策の推進			
□インターネット公売による差押物件の売却			
□タイヤロックによる効果的な差し押さえ			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 県税収入率	%	(18年度) 97.66	97.70	97.75	97.80

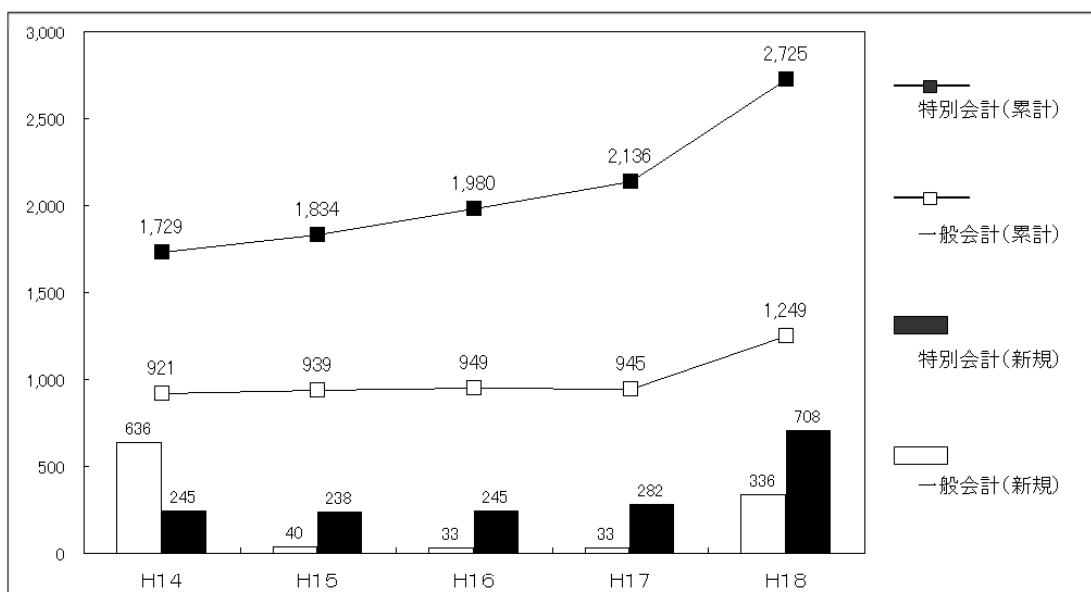
(2) 未収金の解消による収入の確保

一連番号 13

- ◎ 未収債権の種類や債務者の資産状況を踏まえた未収金の回収対策を検討するとともに、支払督促や少額訴訟などの法的措置を含め未収金の解消に努めます。
- ◎ 未収金の占める割合の大きい中小企業高度化資金について、回収額の増加や回収期間の短縮を図ります。

◇税外収入未収額の推移◇

(単位：百万円)



※H18年度未収額(累積)の主な内訳

一般会計 能代産廃代執行費用[907,449 千円]・県営住宅使用料[57,221 千円]・生活保護費返還金[47,324 千円]

特別会計 中小企業設備導入助成資金貸付金[2,539,607 千円]・林業木材産業改善資金貸付金[69,553 千円]

【実施計画】

取組内容	20年度	21年度	22年度
□未収金回収対策マニュアルの策定	→		
□実態調査(債権の分類等)の実施	→	→	→
□弁護士等の専門家の活用等による未収金の回収	→	→	→

【取組目標】

指標名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■未収金の回収額	百万円	(18年度) 133	150	170	200

(3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保

一連番号14

- 県の施設等の使用料や各種手数料について、受益とのバランスを考慮して適正な負担を求めることとし、使用料等の額の見直し、減免の妥当性の検討、新たな使用料等の導入など収入拡大策を進めます。
- 各施設の使用料等については、利用する県民の利便性向上のため、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ります。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 現行使用料等の金額、減免等の妥当性についての見直し			
☐ 新たな使用料等の導入			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 使用料等の見直し件数	件	(19年度) 使用料等件数 185	20	20	20

- ◎ 各施設を有効活用し民間の事業活動に提供するとともに、行政財産の目的外使用料については、例外的に減免できる場合の減免率の見直しなど適正な徴収に向けて取り組みます。

【現在の減免基準の主なもの】

- ・ 県の事務又は事業を代行又補佐する団体等……50%を超える減額又は免除
- ・ 食堂、売店その他の厚生施設
 - 営業条件が限定されていると認められるとき……50%を限度に減額
 - 営業条件が著しく限定されていると認められるとき……75%を限度に減額
 - 営業条件が著しく限定され、特に必要とされる場合……免除

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 民間の事業活動への提供			
☐ 目的外使用料の新減免基準による使用料徴収			

(4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保

一連番号15

- 利用が少なく、また、利用見込みのない県有資産について、民間不動産業者の紹介制度の活用、インターネットの利用等により売却を促進します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□未利用資産の調査、売却可能性の検討	⇒		
□処分経費の削減	⇒	⇒	⇒
□インターネットオークションの推進	⇒	⇒	⇒
□民間事業者との連携強化	⇒	⇒	⇒

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 県有資産の売却額	百 万 円	(19年度) 953	300	300	300

※19年度は2月末現在

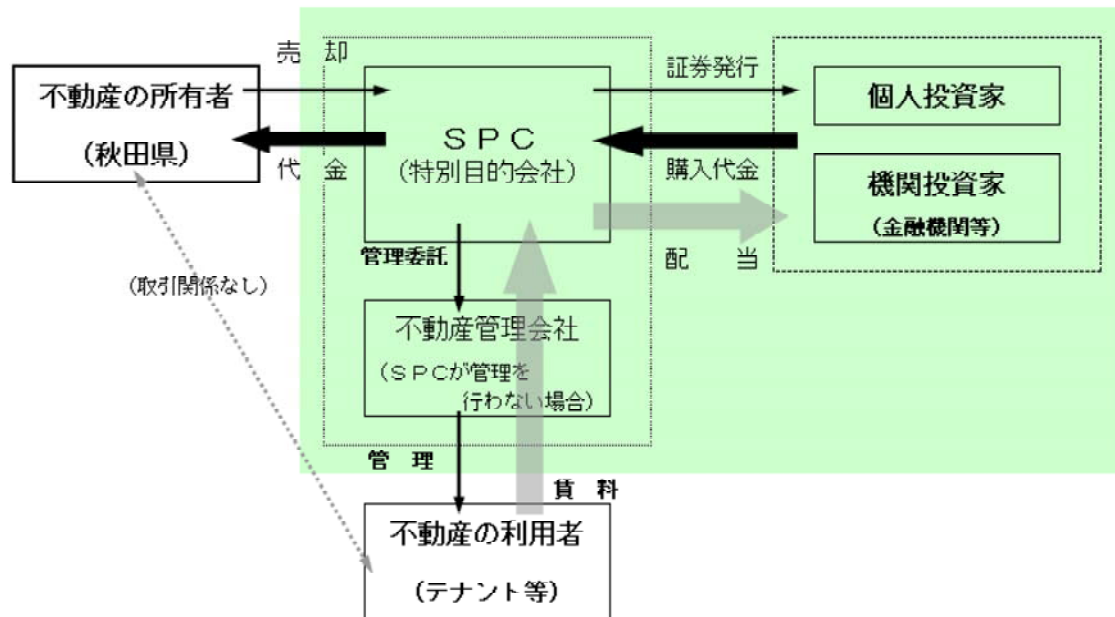
未利用資産の処分実績

(単位：件、百万円)

年 度	16年度	17年度	18年度
件 数	37	27	30
処分額	831	330	662

- ◎ 県内における「不動産証券化市場の構築」を目的に立ち上げられた民間団体による市場整備（実務ノウハウの蓄積、SPCの設立、個人及び機関投資家の募集等）に合わせ、証券化手法による売却処分が可能な県有資産のリストアップ等の準備を進めます。

※「不動産の証券化」：不動産所有者が、所有権または不動産運用の受益権をSPC[特別目的会社：Special Purpose Company]に売却し、SPCは不動産の運用収益(賃料収入)を裏付けに証券を発行し、個人投資家や機関投資家から調達した資金を不動産所有者に対する支払に充てる。不動産を証券化(小口化)することによって、資金調達を容易にし、不動産の流動化を促進するための手法。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 民間機関によるSPC設立、機関投資家の募集等 市場構築支援	→		
☐ 売却可能資産のリストアップ	→	→	→
☐ 売却処分の実施		→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 売却処分可能資産のリストアップ件数	件	(19年度) 0	1	1	1

(5) 企業広告の活用

一連番号 16

- ◎ 県有施設のエレベーター内、エントランスホール、壁面等を企業広告を掲載できるスペースとして活用することにより、広告収入を確保します。

【活用施設】

- ・ 県庁舎、県立野球場・県立総合プール等のスポーツ施設、男鹿水族館等の観光施設等

- ◎ 県が作成する封筒やパンフレット、冊子等の印刷物・ホームページに企業広告を募集します。

【活用印刷物】

- ・ 定型封筒、納税通知書封筒、観光パンフレット、県政紹介冊子、美の国あきたネットホームページ等

- ◎ 県が主催するイベント等に企業等からの協賛者を募集することにより、イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保を進めます。

【活用イベント】

- ・ 全県・全国規模の文化・スポーツイベント、各種大会等

- ◎ スポーツ施設や観光施設等の県有施設の名称に企業名を付けることができる命名権（ネーミングライツ）を募集することにより、広告収入を確保します。

- 【活用施設】・ 県立野球場・県立総合プール等のスポーツ施設、男鹿水族館等の観光施設等

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 県有建築物を活用した広告収入の箇所選定・導入			➡
☐ 印刷物・ホームページによる企業広告の募集			➡
☐ イベント等への協賛募集			➡
☐ ネーミングライツの募集			➡

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 県有建築物を活用した企業広告数（新規分）	箇所	（19年度） 1	3	3	3
■ 印刷物・ホームページによる企業広告の募集（新規分）	件	（19年度） 4	5	5	5
■ ネーミングライツ件数（新規分）	箇所	（19年度） 0	1	1	1

（６）基金等の活用

一連番号17

◎ 各種基金の役割について見直しを行い、基金の整理・統合を含めた有効活用について検討します。

◎ 残高や今後の使用状況等を勘案して、取り崩して一般財源として活用することや条例で定められた使途の拡大などについて検討します。

※ 基金は、それぞれ条例等で定められた個別の目的のために積み立てられ、平成18年度末現在で、30基金、約1,030億円の残高があります。
今後、国の制度等による8基金を除く22基金のうち、約半数について、廃止・統合、縮小、使途拡大等について検討します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 各基金取り崩しの検討・実施	→	→	
☐ 基金の使途拡大の検討・実施	→	→	
☐ 基金の整理・統合	→	→	

(7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保

一連番号 18

- ◎ ふるさと納税制度の導入に伴い、「ふるさとを応援したい」、「ふるさとの発展のために貢献したい」という納税者からの本県及び本県市町村への寄付金の受け入れを積極的に推進します。

※ ふるさと納税制度：地方公共団体に対する寄付金のうち5千円を超える部分について、一定限度まで所得税及び住民税を控除する制度。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□市町村との寄付金共同募集	→	→	→
□寄付金を活用した市町村との共同事業の検討	→		
□寄付金活用施策事業の実施	→	→	→
□寄付金収納環境の整備（収納窓口。手続の拡大等）	→	→	

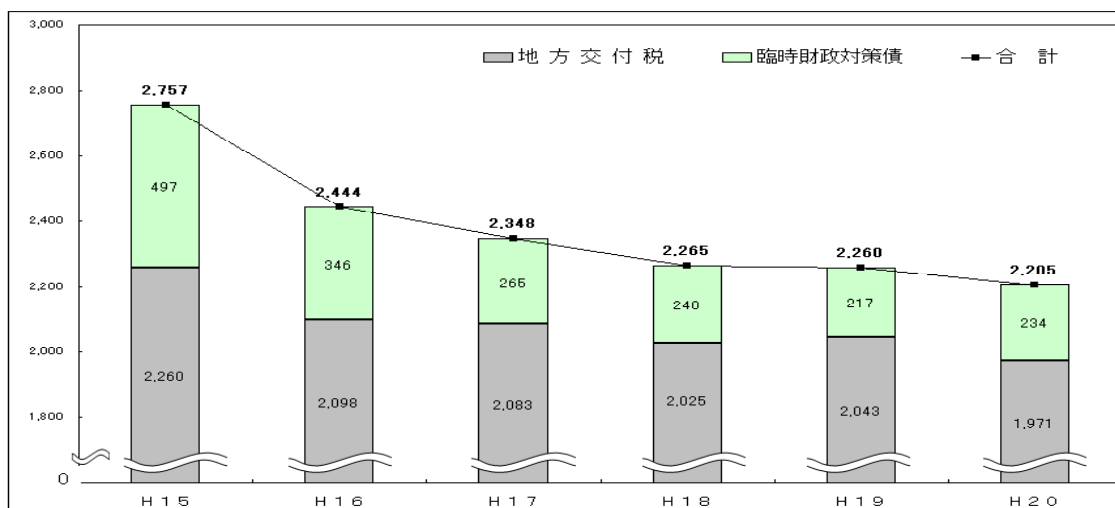
(8) 地方財政基盤の強化に向けた取組

一連番号 19

- 地方財政基盤の充実・強化に向けて、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方の財政需要の適切な算入による地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。

◇地方交付税等の推移◇

(単位：億円)



※20年度は当初予算額

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□国の施策・予算に関する提案、要望	→	→	→
□全国知事会等を通じた提案、要望	→	→	→

4 公会計改革の推進

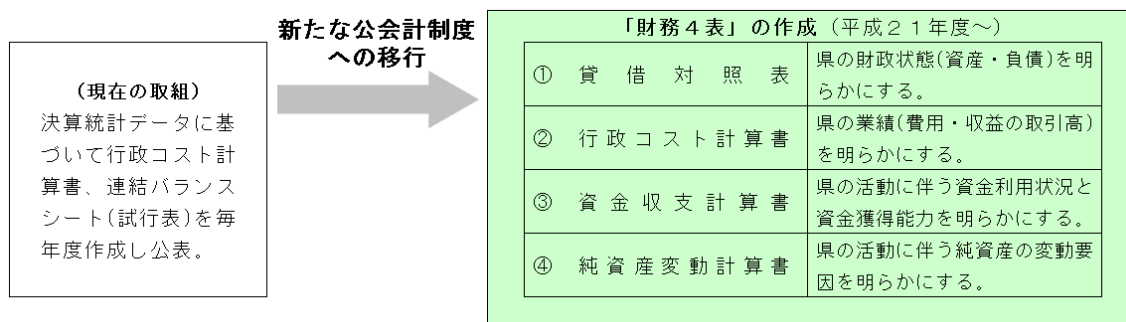
(1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革

一連番号20

- ◎ 企業会計の手法に基づく新たな公会計制度の確立に向け、平成21年度までに、平成20年度決算に基づく財務4表（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書）を作成します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□現行総務省方式での財務書類作成	→		
□総務省改訂モデルによる財務書類（4表）の作成		→	



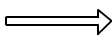
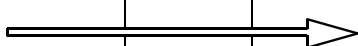
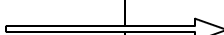
※ 新たな公会計制度については、財政状況の自治体間比較を容易にするため、総務省に設置された「新地方公会計制度実務研究会」において、財務書類作成に係る「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」の2モデルが策定され、平成19年10月に資産評価のルール及び各方式に沿ったマニュアル等が公表された。

(2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革

一連番号 21

- ◎ 新たな公会計制度の下、公営企業・第三セクター等会計の勘定科目やデータ処理方法の整理・調整を行った上で、普通会計に統合した連結バランスシートを作成します。
- 連結バランスシートの公表によって、公営企業・第三セクター等の財務状況を県財政全体の中で明らかにし、さらに経営改革を進めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 第三セクター等における新会計基準の導入・指導			
☐ 普通会計における導入モデルの選択検討・試算結果の検証			
☐ 第三セクター等の勘定科目及びデータ処理の整理			
☐ 普通会計バランスシートへの統合			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 普通会計決算への統合を完了した第三セクター等の法人割合	%	(19年度) 0	0	50	100

Ⅱ 行政運営システム改革

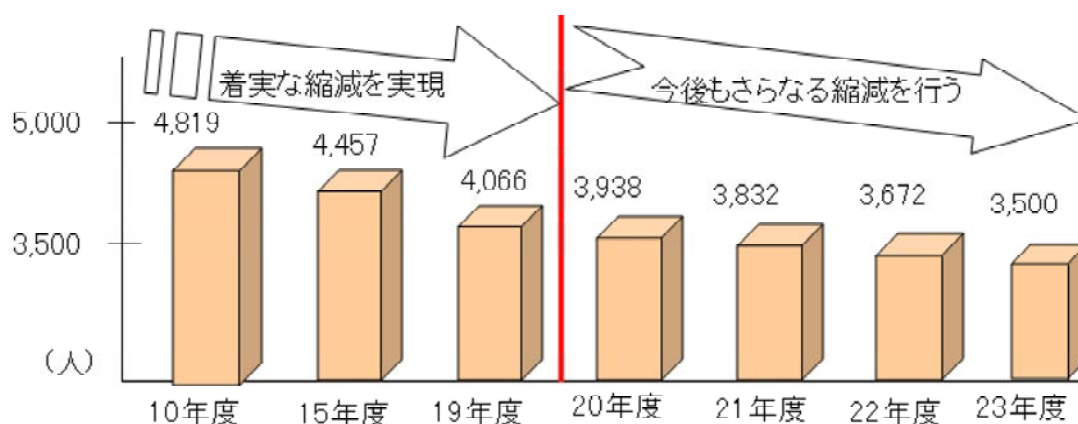
～行政運営システムの全面的見直しによるスリムで効率的な行政を実現します

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制

(1) 職員数の更なる縮減

一連番号 22

- 平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向けて定員の管理に取り組むとともに、事務事業の見直し等により、職員数の更なる縮減を検討します。
- 用地業務や福祉・生活相談業務等については、専門分野の知識や経験を有する職員を再任用・再雇用することにより円滑な業務の継続に対応します。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 採用職員数キャップ制の実施			
☐ 早期退職者非常勤再雇用の推進			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■知事部局の職員数	人	(19年度) 4,066	3,938	3,832	3,672

(病院、県立大学、公営企業を除く)

(2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備

一連番号23

- 行財政運営の徹底した簡素・効率化を図りながら、行政ニーズや県政を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応するための組織体制を整備します。

【本庁】

- ① 重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等
 - ◎ **科学技術課に試験研究推進課を統合（学術国際部）**
産学官の連携や企業等への技術移転を強化することにより、本県産業の活性化、高度化及び新たな産業の創出を促すため、科学技術の振興に係る所管を一元化します。
 - ◎ **秋田の食販売推進課の設置（農林水産部）**
農林水産物のブランド化、販売戦略の構築及びマーケティング活動等を一元的に推進します。
 - ◎ **農林政策課団体指導室の設置（農林水産部）**
農林水産業の金融・団体指導等に係る業務を一元的に推進します。
 - ◎ **流通貿易課の設置（産業経済労働部）**
「北東アジアのゲートウェイ」たる秋田港の貿易を通じた一層の活性化と、県産品の販路拡大を更に強力に取り組む体制を整備します。
 - ◎ **会計管財課公共建築物活用室の設置（出納局）**
県有建築物を一元的に管理し、維持管理費の削減、長寿命化、利活用の促進を図ります。
- ② 特定課題に短期、集中的に取り組む新たなチーム21の設置
 - ◎ **医師確保対策推進チームの設置（健康福祉部）**
地域の中核的な病院における勤務医不足を解消するため、医師確保対策に集中的に取り組めます。
- ③ 関連業務の一元化による政策実現体制の強化
 - ◎ **市町村に関する業務の一元化**
市町村への権限移譲に関する業務を市町村課へ移管し、市町村に関する業務を一元化することで、さらなる権限の移譲を推進します。

◎ **公立大学法人に関する業務の一元化**

公立大学法人である国際教養大学及び県立大学に関する支援業務を学術国際政策課に一元化し、業務の効率化と組織のスリム化を図ります。

◎ **循環型社会の構築と廃棄物に関する業務の一元化**

循環型社会の構築と廃棄物行政は密接な関わりがあることから、循環型社会の構築に関する業務を環境整備課に移管し、一元的に推進します。

◎ **景観行政の一元化**

景観保全に係る業務を都市計画課に移管し、景観行政の一元化を図ります。

◎ **国際航空路線と国際観光に関する業務の一元化**

国際航空路線の運航に関する業務を観光課に移管し、国際定期便の安定運航と国際観光の振興を一元的に推進します。

【地方機関】

◎ **各地域振興局（秋田を除く）の内部管理部門の見直し**

総務経理課と出納室の体制を見直しするとともに、会計事務の相互牽制機能を維持するため、予算執行業務を所管する経理課と管理その他の業務を所管する総務課を設置します。

○ **県税の徴収体制の強化**

県税の賦課徴収業務を強化するため、平成19年度に実施した北秋田及び仙北地域振興局総務企画部県税課の県税部昇格により、北秋田、秋田及び仙北地域振興局県税部を税務業務における基幹振興局と位置づけ、滞納整理の専門知識を持つ納税推進専門員の新たな配置による市町村との連携及び徴収機能の強化を図り、収入率の向上を目指します。

◎ **北秋田地域振興局建設部阿仁川復旧課の設置**

阿仁川の災害復旧助成事業の事務処理を迅速に行います。

◎ **仙北地域振興局農林部農村整備第一課及び農村整備第二課の設置**

仙北地域振興局農林部の組織体制を見直しし、農村整備課を農村整備第一課、仙北平野農村整備事務所を農村整備第二課とします。

◎ **ダム管理事務所の組織体制の見直し**

ダム管理事務所を地域振興局建設部河川砂防課に置き、河川管理部門と一体となった事務処理を行います。

また、萩形・森吉ダム管理事務所森吉出張所及び素波里・水沢ダム管理事務所水沢出張所を単独ダム管理事務所とし、ダム管理業務の迅速化を図ります。

◎ **秋田工業用水道事務所と秋田発電事務所の統合**

秋田工業用水道事務所及び秋田発電事務所の業務内容等を勘案し、事務所体制を整理します。

○ **東京事務所の機能の拡充・強化**

東京で出来ることは東京で実施するという現場主義を徹底し、首都圏における情報の受発信、企業誘致、県産品の販売促進及び観光振興に関する事業を拡充・強化します。

◎ **現場での普及指導体制の強化**

現場における普及指導体制を強化するため、専門的な知識を持った職員を地域振興局に配置するとともに、本庁における普及指導の企画・運営体制の充実・強化を図ります。また、これに伴い、農林水産技術センター農業試験場技術普及部を廃止します。

◎ **福祉相談センターと精神保健福祉センターの併設・連携強化**

広範な相談窓口である「福祉相談センター」と精神障害者福祉の専門機関である「精神保健福祉センター」を併設し、「いのちのケアセンター」などの電話相談を土、日、祝日も開設するとともに、早い段階での的確な助言や診療など、一貫したきめ細かい総合支援ができる体制を構築します。

◎ **中央児童相談所と女性相談所の併設・連携強化**

児童虐待やDVなどが複雑・混在化している相談事例が多いことから、中央児童相談所と女性相談所の相談窓口を一元化するなど、緊密に連携し支援できる体制を検討します。

◎ **障害者自立訓練センターのあり方の検討**

民間の施設整備が進み、利用率が低いことから、精神障害者生活訓練施設としての必要性を含め、そのあり方を検討します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 本庁の課の再編・新設等	→		
☐ 医師確保対策推進チームの設置	→		
☐ 関連業務の一元化	→		
☐ 国際航空路線と国際観光関連業務の一元化	(※19年度前倒し実施)		
☐ 県税の賦課徴収体制の強化	(※19年度前倒し実施)		
☐ その他の地方機関の組織の見直し	→		
☐ 中央児童相談所と女性相談所の併設・連携強化の検討	→		
☐ 障害者自立訓練センターのあり方の検討	→		

(3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化

一連番号24

- ◎ 本県の重要課題である産業振興と雇用の場の創出に向けた地域における取組体制を強化するため、地域振興局に、あきた企業活性化センターと連携しながら各地域の企業支援や食品加工等の新たな事業創出支援等にあたる組織を整備し、その機能の強化を図ります。

【実施計画】

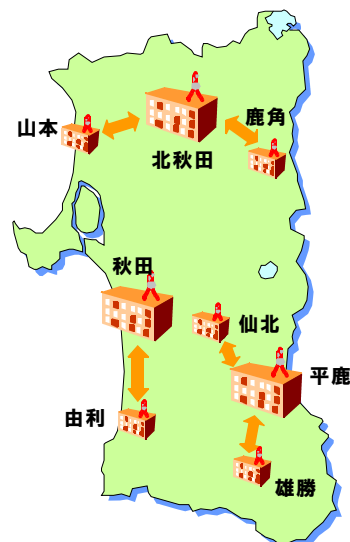
取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 各地域の企業支援、新たな事業創出支援等の組織整備	→		

(4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備

一連番号 25

◎ 平成の大合併により、県内市町村が69から25に再編されたこと等を踏まえ、地域振興局を3局に統合し、産業振興等のより広域的な課題への対応や業務の効率化・集約化、市町村へのサポート体制の充実を図ります。

◎ 統合先は、県民の利便性や現場業務の効率性、産業振興、隣県との地域間交流の推進等の観点から、県北地域は北秋田、県央地域は秋田、県南地域は平鹿の各地域振興局とします。



○ 本庁と地域振興局の役割分担の明確化、専門性・現地即決性・機動性・地域との協働協調性の向上など地域振興局の機能強化の観点から、引き続き地域振興局への権限移譲を進めるとともに、3局統合に併せてその大幅な拡大を図ります。

◎ 地域住民の利便性や現場業務の効率性の確保、緊急時の対応等を考慮し、当分の間、統合される地域振興局は（仮称）行政センターとして活用します。

《3 地域振興局に統合する主な機能》

- ◇元気な街づくり、福祉・保健衛生、社会資本整備など広域行政に関する企画・立案、調整及び実施、コーディネートなどの機能
- ◇産業振興、雇用対策、観光物産、農林業振興などの地域経済対策機能
- ◇市町村や各種団体等へのサポート・支援などに関する機能
- ◇総務、入札契約、工事経理、出納管理などの機能

《（仮称）行政センターの主な機能》

- ◇次の窓口機能及び相談機能（本局への取り次ぎ等の一次対応を含む）
 - ※県税の収納、申請書等の受付、納税証明書発行、納税相談等
 - ※福祉・保健に関する申請書等の受付、各種相談等
 - ※旅券の申請・交付事務
 - ※農林水産、道路・河川等に関する申請、窓口相談等
- ◇林務部門、建設部門等における維持管理や災害等緊急時などの現場対応業務

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 地域振興局の3局への統合再編		⇒	
☐ 地域振興局への大幅な権限移譲		⇒	⇒

(5) 県立病院の独立行政法人化の推進

一連番号26

- 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの自律的・効率的な業務運営を推進するため、平成21年度を目途に、新たな地方独立行政法人を設立します。

※地方独立行政法人：公共上の見地から確実に実施する必要がある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務事業を効果的・効率的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。同法人は、地方公共団体とは別組織であり、現場の自主性・自立性を高めて行政運営の透明化・自己責任化を図るとともに、業務の効率的な実施を目指している。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 法人の定款制定・設立認可申請	⇒		
☐ 独立行政法人の設立		⇒	

(6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進

一連番号27

- 太平療育園と小児療育センターの再編統合に伴い、平成22年度当初に秋田市に開設予定のこども総合支援エリア（仮称）療育機関の安定的かつ効率的な事業運営及び弾力的な人事管理を推進するため、開設に合わせて新たな地方独立行政法人を設立します。

【実施計画】

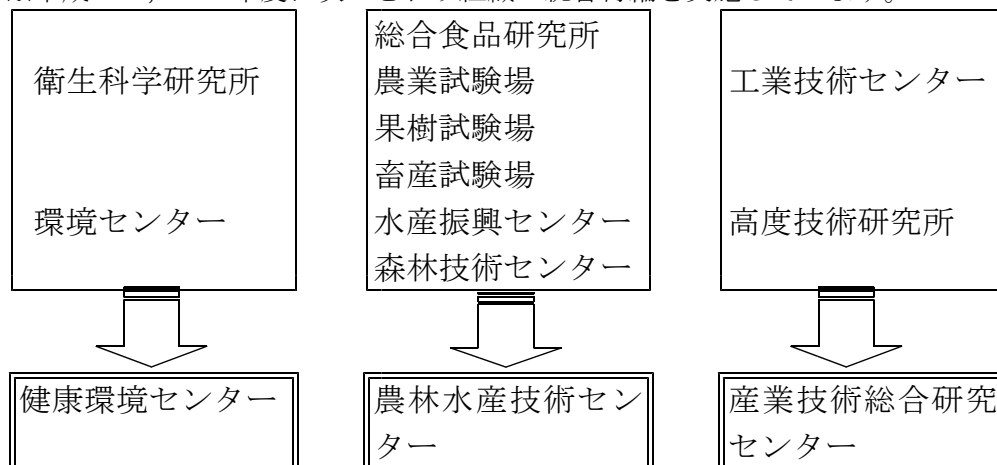
取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 法人組織、中期目標等の検討	⇒		
☐ 法人の定款制定・設立認可申請		⇒	
☐ 独立行政法人の設立			⇒

(7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進

一連番号28

- ◎ 第3期行財政改革推進プログラムにおける独立行政法人化の適否の検討結果を踏まえ、試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制を構築します。

※平成17、18年度に次のとおり組織の統合再編を実施しています。



【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 検討委員会の開催による対応方針の策定	→		

(8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立

一連番号29

- 平成20年度及び21年度当初予算に向けて集中的な財政改革を行うため、これまでの予算編成における部局主体の取組を推進することを基本に、事業のゼロベースからの見直しを行います。また、財政改革後の効率的・効果的な予算編成のあり方について検討を進めます。
- 政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における業務量の増減に対応した部局の権限による配置転換を更に推進します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 予算編成手法の改善等	→	→	→
☐ 部局の権限による配置転換の推進	→	→	→

(9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用

一連番号30

- ◎ 職員間及び年間を通じた業務量の平準化を図るため、班の構成員を原則として5人以上とする大括り化を推進します。また、平成23年度の知事部局職員3,500人体制を見据えて、ゼロベースからの見直しにより職員配置の適正化に努めます。
- 県税滞納整理や用地交渉など夜間帯に勤務を必要とする公所及び研究機関について、登退庁時間の変更を行う等勤務時間の弾力的運用により、公務能率の向上を図ります。
- ◎ 育児短時間勤務の制度を設ける等、職員の多様な働き方が可能となるよう制度の充実を図ります。

※育児短時間勤務制度：平成19年の地方公務員育児休業法改正により、子供が小学校に就学するまでを限度に、①1日4時間②1日5時間③週3日④週2日半の選択による短時間勤務制度が創設されました。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□職員数の縮減に対応した班の大括り化の推進			
□勤務時間の弾力的な運用の推進			
□多様な働き方が可能となる制度の充実、周知			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 知事部局及び各種委員会の班の数（教育委員会除く）	班	(19年度) 722	560	560	560

2 知事部局以外の機関の改革

(1) 教育委員会の改革

一連番号31

- 児童生徒数の減少等に対応した教職員定数の適正化に努めるとともに、教育の質の維持・向上や教職員の年齢構成の是正を図ります。
- 市町村立小・中学校の統合を支援します。
- 鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4高校及び湯沢北、湯沢商工の2高校をそれぞれ統合します
- ◎ 一人ひとりのニーズに応える特別支援教育を推進するため、医療、福祉機関と盲学校、聾学校、総合養護学校を隣接して整備し、「こども総合支援エリア」を開設します。
- ◎ 3事務所5出張所体制となっている教育事務所を、ITを活用した人事・給与等の総務事務の効率化、集中化により、3事務所体制に改組統合します。

北教育事務所(北秋田市)
中央教育事務所(秋田市)
南教育事務所(横手市)

「廃止」

鹿角出張所(鹿角市)
山本出張所(能代市)
由利出張所(由利本荘市)
仙北出張所(大仙市)
雄勝出張所(湯沢市)

- ◎ 埋蔵文化財センターを再編し、2事務所体制とします。

本所(大仙市払田)と男鹿市
(旧男鹿高校)の2事務所体制

「廃止」

北秋田市(旧鷹巣町)と
秋田市(仁井田旧農業試験場隣接)の2事務所

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□教職員数の適正化と教育の質の維持・向上	→	→	→
□市町村立小・中学校の統合支援	→	→	→
□県立高校の統合・建設（開校23年4月予定）	→	→	→
□こども総合支援エリアの開設（22年4月予定）			→
□教育事務所の出張所廃止		→	
□埋蔵文化財センターの再編	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■教職員定数	人	(19年度) 10,874	10,528	10,386	10,129

（２）警察本部の改革

一連番号32

- 定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保や若手警察官等後継者の育成を図り、県民の安全で安心な暮らしを守ります。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□定年退職警察官の再任用（毎年20人程度）	→	→	→

(3) 各種行政委員会の改革

一連番号 33

- ◎ 人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ります。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□総務事務の統合・集中化の実施	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■事務局職員数	人	(19年度) 45	43	43	43
(うち総務事務担当職員数)		(4)	(2)	(2)	(2)

(4) 議会事務局の改革

一連番号 34

- 地方分権の進展や県の厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、より一層事務局のサポート機能の充実に努めます。
- 特に、分権時代に即応した議会運営や議員会館の機能全体の見直しなど議会の諸改革について引き続き協議機関の検討に付するほか、平成17年度から計画的に実施している事務局業務の見直しによる職員数の縮減を進めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□協議機関による諸課題の検討	→		
□検討結果に沿った改革の推進	→	→	→
□事務局業務の見直しによる職員数の縮減	→	→	

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■事務局職員数	人	(19年度) 32	31	30	30

3 柔軟で効率的な行政システム

(1) 政策等評価制度の見直し

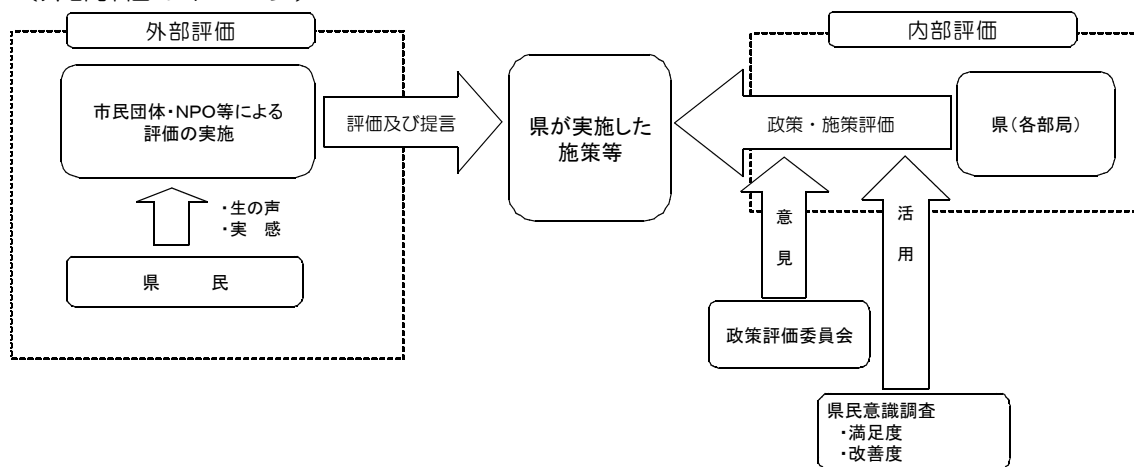
一連番号 35

- ◎ 県が実施した施策・事業評価について客観性を確保するため、県民、NPO等第三者による外部評価の実施を検討します。
- ◎ 評価事務の効率化を図るため、事業評価すべき対象範囲の見直しを進めます。

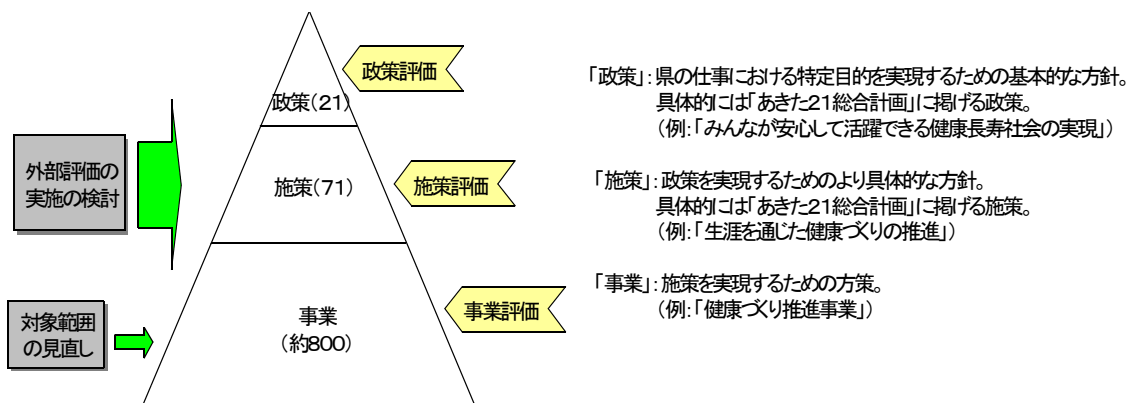
【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 外部評価の実施の検討	→		
☐ 事業評価すべき対象範囲等の見直し	→	→	→

(外部評価のイメージ)



(評価の構成と見直しのイメージ)



(2) 電子自治体の一層の推進

一連番号 36

- 平成19年3月から開始している電子申請・届出サービスの対象手続を拡大するとともに、添付書類等の簡略化等を行い、手続の利便性の向上を図ります。

※ 現在は、県職員採用試験受験申込手続や行政文書公開請求手続などの54様式について電子申請・届出サービスによる申請等が可能となっています。

- 電子申請・届出サービスによる手続の更なる利便性の向上のため、マルチペイメントネットワークについて、費用対効果を勘案しながら導入に向けた検討を行います。

※ マルチペイメントネットワーク：インターネット、携帯電話、固定電話、ATM等を利用した電子納付に関する決済基盤

- 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図るとともに、自動車の保有に係る手続きの利便性を高めるため、オンラインによる自動車保有関係ワンストップサービスの導入を検討します。

※ 自動車保有関係ワンストップサービス：自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をオンラインで一括で行うことが可能なサービス

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□電子申請・届出サービスの対象手続きの拡大			→
□マルチペイメントネットワークの導入検討			→
□地方税の電子申告の普及拡大			→
□自動車保有関係ワンストップサービスの導入検討			→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■電子申請・届出サービスの対象様式数累計	様式	(19年度) 54	70	90	110

※ 行政手続オンライン化アクションプラン（平成20年1月改訂）に定める電子化を進める行政手続きの様式数＝115様式

(3) IT活用による一層の効率化

一連番号 37

- ITの活用を拡大し事務処理の効率化・省力化を図るために導入した各情報システムの維持管理費用削減のため、①維持管理業務の契約段階から実働段階までのルール化と効率的に事務を進めるための仕組み作り、②各システムで共通するハードウェア、ソフトウェア、機能、維持管理項目等の集約化、③最適なシステム構築を支援・管理し、また、システムの維持管理業務を引き受ける体制の整備に取り組みます。
- この取組により、新規システムの構築等による全体の維持管理費の増加を抑え、平成18年度の維持管理費が上限となるようにします。

※ 平成17年度～18年度に93システムについて維持管理費用の見直しを実施し、266,834千円（予算対比）を削減しました。

予算額 2,133,658千円 → 評価額（見直し後額） 1,866,824千円

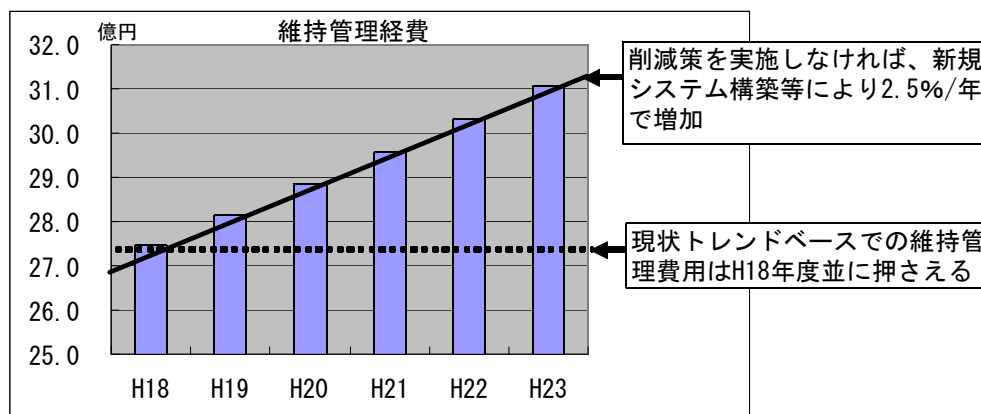
- ◎ ITの活用による教育委員会の人事管理や給与事務等の効率化・集中化を図るとともに、経費の節減や職員数の縮減を進めるため、人事管理関係システム、給与・旅費支給関係システムを導入します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□情報システム調達のルール化とマニュアル実践の推進	→	→	→
□情報システム維持基盤の整備検討	→	→	→
□情報システムマネジメント組織の整備	→	→	→
□教育庁人事管理、給与・旅費支給関係システムの運用		→	→
□教育庁総務事務センター（仮称）設置		→	

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状 (18年度)	20年度	21年度	22年度
■情報システム維持管理経費	億円	27	27	27	27



(4) 業務改善の継続的な取組

一連番号 38

- スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。

◎ 所属長のマネジメント強化

事務の適正な執行を確保するため、所属長のマネジメント強化を図ることとし、所属職員の動向把握、業務進行管理等のチェック体制を確立します。

◎ パソコン使用の自粛

仕事上の創意工夫、課題解決のための考える時間を確保するとともに、職員間のコミュニケーションを図るため、一定時間のパソコン使用を自粛する取組を実施します。

◎ 口座振替済通知書の廃止

県が債権者に対し口座振替による支払いを行う場合の「口座振替済通知書」の郵送を廃止し、通知書の作成・送付に係る事務及びコスト（通知書の印刷代、郵送料）の縮減を図ります。

◎ 知事表彰の見直し

知事表彰については、全県的・広域的に表彰すべきものに限定するよう見直します。

○ コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上

県税のコンビニエンスストア窓口納付の対象を自動車税以外に拡大することや電子納税、クレジット納付などの導入を検討し、納税者の利便性の向上を図ります。

※ 本県では、平成18年度から自動車税のコンビニ収納を実施しており、平成19年度（12月現在）のコンビニ収納実績は、件数で24.2%、税額で26.6%となっています。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□業務全般にわたるきめ細かな改善の推進	→	→	→
□所属長のマネジメント強化	→	→	→
□一定時間パソコン使用を自粛する取組の実施	→	→	→
□口座振替済通知書の廃止	→		
□知事表彰の見直し	→		
□納税者の利便性の向上の検討	→	→	→

4 職員の資質向上

(1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革

一連番号 39

- 職員一人ひとりの更なる資質向上に向け、新たな職員像を提示し、その浸透を図るとともに、人事交流等の派遣研修と研修所研修のあり方を見直します。

【平成19年度の主な研修】

1. 研修所研修
マネジメント研修、新規採用職員研修、能力開発研修、キャリア開発研修など
※19年度からは大部分を県・市町村の合同研修として実施しており、今後は実施状況を検証し研修所研修の充実を図る。
2. 派遣研修
中央省庁、民間企業、自治大学校、大学院等への派遣
3. 人事交流
市町村（9市町）、北東北3県（13名）、民間企業経験者の任期付採用など

- 効果的なメンタルヘルス対策を講じ、職員が向上心と気概を持ちながら安心して働ける環境づくりを進めます。

【主な取組】

- ・精神科医によるメンタル相談・保健師等による地域振興局健康支援相談・若手職員を対象としたメンタルタフネスセミナー・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナー

※参考：県職員の精神疾病の状況（延べ人数：人）

病気休暇取得者数 （7日以上）	15年度	16年度	17年度	18年度
	44	45	50	51

※ 精神疾病は、抑うつ症、自律神経失調症、神経衰弱症などをいう。

- 大規模災害等が発生した場合に、様々な分野の応急対応を迅速・的確に実施するため、長期の視点に立って危機管理に関して中核的な役割を担う「危機管理専門員」を養成し、危機管理体制の充実・強化を図ります。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□新たな職員像の提示・周知	→	→	→
□職員研修のあり方の検討・見直し	→	→	→
□民間団体等との人事交流の充実	→	→	→
□メンタルヘルスセミナーの充実	→	→	→
□危機管理専門員の養成・危機管理体制の充実強化	→	→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■危機管理専門員の養成数	人	(19年度) 7	10	13	16

(2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充

一連番号40

- ◎ 人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人材育成及び人事管理への更なる活用を図るとともに、現在課長級以上で実施されている人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。

	これまでの取組				今後の取組
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～22年度
人事評価制度	導入	評価項目・手法の改善			医療職、研究職、派遣職員等への評価制度適用の検討
給与反映	—			部長・次長級・課長級を追加	さらに下位職位へ拡大

平成18年度は知事部局及び労働委員会事務局の部長級及び次長級の職員66名について、評価結果に基づき、次のとおり勤勉手当の成績区分を決定しています。

成績区分	特に優秀	優秀	標準
成績率	111/100	101/100	91/100
人数分布	5%程度	25%程度	70%程度

- ◎ 地方公務員法の分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」の職員の教育訓練方針及び分限処分等の基準を定め、適切な人事管理を行います。

- ◎ 教育委員会においても、現行の人事評価制度の効果を検証し、必要に応じ制度の見直しを行うとともに、教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員については、人事評価の結果を給与等の処遇に反映します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□評価項目・手法の見直し	→	→	→
□給与反映の下位職位への拡大	→	→	→
□医療職・研究職・派遣職員等への評価制度の適用の検討・実施	→	→	→
□教育訓練・分限処分等の基準の策定	→		
□上記基準に基づく教育訓練等の実施	→	→	→
□教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員への給与反映		→	→

Ⅲ 公共サービス改革

～分権型社会における県の役割の再構築と県民との協働を促進します～

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進

(1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進

一連番号 4 1

- 個性豊かな地域づくりと、住民がもっとも身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるよう、知事等の権限に属する事務をできる限り市町村へ移譲します。

・今後重点的に取り組む分野

福祉、衛生分野などを中心に、市町村で完結する事務、他の市町村で受入が進んでいる事務などについて重点的に移譲を進めます。

- 現行の手上げ方式による移譲が3年目を迎え、市町村により受入状況に差が生じていることから、今後は、市町村の規模や地域の特性などに応じて、市町村毎に受け入れてもらいたい事務を県が具体的に提案し、市町村に働きかけることにより、受け入れ促進を図ります。
- 市町村と共同による研究会の開催や市町村訪問などにより権限移譲への理解を深めながら、移譲率の向上に努めます。

〈参考〉

研究会設置市町村

18年度 横手市、大仙市

19年度 北秋田市、由利本荘市、美郷町

市町村別の受入状況 (平成19年10月1日現在)

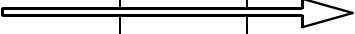
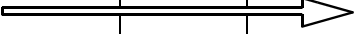
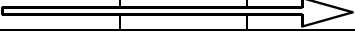
《移譲率の高い市町村》① 羽後町75% ②大仙市61% ③ 横手市55%

《移譲率の低い市町村》① 井川町4% ②大潟村4% ③ 東成瀬村9%

市町村への支援体制

権限移譲を受け入れた市町村に対しては、事務処理に要する経費を交付金として交付しているほか、事務説明会や研修の実施（技術習得、人材育成）などの人的支援を行っています。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 県と市町村の共同による研究会の設置			
☐ 市町村訪問による受け入れの働きかけ			
☐ 市町村へのサポート			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■権限移譲率	%	(19年度) 30.4	37.7	42.0	45.0

移譲率＝ 延べ受入項目数／ 延べ対象項目数

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

一連番号42

- 観光に対する意識変化、県民ニーズ等を踏まえ、県有観光施設の今日的なあり方や必要性を再検討し、条件整理を行った上で、可能な限り地元自治体や民間への譲渡を進めます。

※県が所有する主な観光施設

◇宿泊施設

(十和田ホテル、サンルーラル大潟、秋の宮山荘、フォレスタ鳥海)

◇オートキャンプ場 (八幡平、宮沢海岸、男鹿、田沢湖、由利高原)

◇観光情報センター (あんとらあ、道の駅二ツ井)

◇秋田ふるさと村

◇仁賀保高原サイクリングロード

◇男鹿水族館

◇田沢湖スキー場

- 広域交流センター (鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝) については、地元自治体との協議を踏まえて、譲渡を進めます。

- スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

※県が所有する主な地域活性化施設

◇スポーツ施設 (アリナス、大館樹海ドームなど)

◇集会施設 (金属鉱業技術研修センター、ぶなっこらんど、ルポールみずほ、ジョイナスなど)

◇健康増進施設 (ユフォーレ)

- 障害者自立支援制度や介護保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、県が所有する社会福祉施設について、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進め

ます。

※県が所有する主な社会福祉施設

◇心身障害者コロニー ◇身体障害者更生訓練センター

◇阿桜園 ◇高清水園 ◇水林通勤寮

◇老人福祉総合エリア（南部、中央、北部）

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□県観光施設のあり方の再検討	→		
□県観光施設の譲渡条件等の整理 (譲渡検討施設の決定)	→	→	→
□4広域交流センターの地元自治体との協議・譲渡	→	→	→
□地域活性化施設の地元自治体等との協議・検討	→	→	→
□社会福祉施設の地元自治体等との協議・譲渡	→	→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■県観光施設の譲渡条件整理数 (県観光施設数16(道路等除く))	施設	(19年度) 1	5	5	5
■広域交流センターの譲渡実施施設数 (18年度末対象施設数6)	施設	(19年度) 2	0	1	1
■社会福祉施設の譲渡実施施設数	施設	(19年度) 0	0	0	8

(3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ

一連番号43

- 新分権一括法の制定に向けて、地方分権改革推進委員会による政府への勧告、政府による地方分権改革推進計画の策定に対して、全国知事会等を通じて本県も含めた地方の意向をできるだけ反映させます。
- 道州制に対する県民の理解促進のため、今後とも、その普及啓発に努めるとともに、国における道州制議論が加速する中で、本県も含め地方の考え方を全国知事会等を通じて国へ訴えていきます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□全国知事会等を通じた国への要望活動の実施	→	→	→

(4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ

一連番号44

- ◎ 地域間格差を是正し、地方も都市とともに発展するためには、地域の実情に応じて、異なった法人税率の適用、資金調達の円滑化、高速道路の低料金化による物流コストの低減などにより、地方への投資インセンティブを飛躍的に高め、企業立地の促進や雇用の拡大を図ることが必要であり、こうした制度の構築を国等に強く働きかけます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 国等への要望活動の実施	→		

2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大

(1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進

一連番号45

- ◎ 企業、NPO等及び市町村等が相互理解を図り、協働して社会貢献活動を行うためのきっかけづくりの場となる「企業との協働連携推進プラザ（仮称）」を遊学舎に設置するなど、様々な主体による協働が活発化するための環境を整備します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 「企業との協働連携推進プラザ」の設置運営	→		
☐ 市町村職員等を対象として、NPO活動やNPOとの協働について理解を深めるための研修の実施	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ NPO等と企業・市町村との協働をテーマとしたワークショップの数	件	(19年度) 0	1	4	4

(2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり

一連番号46

- 県民との協働を全庁的に一層推進するため、「協働による地域づくり活動に関する宣言書（協働のための指針）」を踏まえた「協働の推進ガイド」を策定します。
- 職員が地域社会の一員として、消防団活動等の地域における様々な活動に参加することにより、地域や社会に貢献するとともに、県民の率直な意見等を把握し、同じ目線で政策や施策に結びつける等地域活動を通じて職員の意識改革を図ります。
- 職員が消防団活動により参加しやすい仕組みとして、特定の活動・役割にのみ参加する機能別分団・団員の制度導入の市町村の取組を促進します。

※機能別分団・団員制度：職務上の都合等の理由により、全ての災害・訓練に参加することのできない人についても、入団時に特定の活動・役割の範囲を定めた上で消防団に入団する制度。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□協働の推進ガイドの策定・運用			
□県職員等を対象として、NPO活動やNPOとの協働について理解を深めるための研修の実施			
□職員が消防団に参加しやすい環境づくり			
□機能別分団・団員制度の導入の取組の促進			

【取組目標】

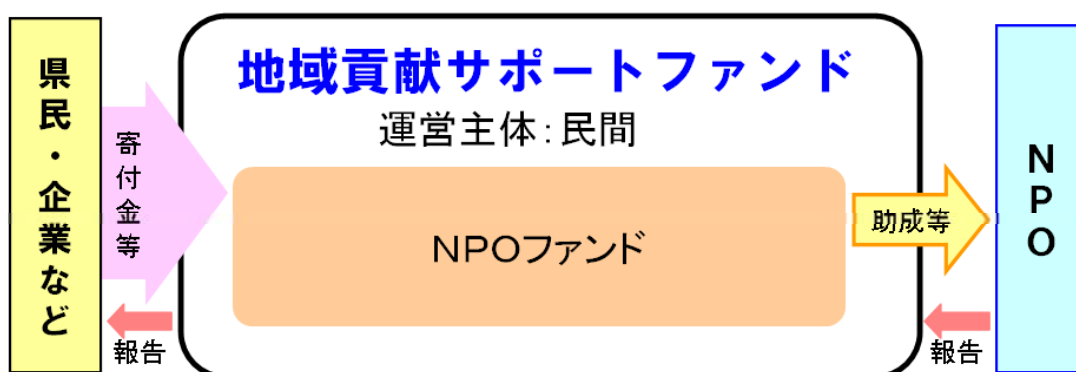
指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■県とNPO等の協働の増加件数	件	(19年度) 協働件数 76	10	10	10
■市町村における機能別分団・団員の制度導入（職員が消防団に参加しやすい仕組みの整備）	市町村	(19年度) 2	7	15	25

(3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備

一連番号47

- ◎ 県民や企業など民間が主体となりNPO・ボランティア活動を継続的に支える仕組みとして、ファンド等の資金調達環境の整備を図ります。

【※参考：イメージ図】



【実施計画】

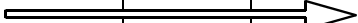
取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□（仮称）秋田県版NPOサポートファンドの検討・設置	→		

(4) 県民全体で支える森づくりの推進

一連番号48

- ◎ 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、将来に引き継いでいくため、本県の森林環境を保全し、県民全体で森づくりを支える仕組みとして「秋田県水と緑の森づくり税」を導入します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 「秋田県水と緑の森づくり税」の導入			
☐ 針広混交林への誘導			
☐ マツ林の健全化			
☐ 広葉樹林の保全と再生			
☐ 県民参加の森づくり活動の推進			
☐ 県民参加による森づくりへの理解促進			

(5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実

一連番号49

- ◎ 本県の「人づくり」の土台となる「子育て支援」と「教育の充実」を社会全体で支えていきます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 育児の社会化に向けた普及啓発の推進			
☐ 企業における仕事と育児の両立支援の取組促進			
☐ 企業等による子育て家庭等への優待サービス実施促進			
☐ 子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入			
☐ 「教育立県あきた」を目指す取組の推進			
☐ 県民総ぐるみで教育を支える運動の展開			
☐ 学校の地域貢献の拡充			

(6) アウトソーシングの拡大

一連番号 50

○ 「外部委託できないものは何か」という観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。

◎ 民間からの提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する協働化テストを実施します。

※ 協働化テスト：アウトソーシングを検討する事務事業の中で、特に効果が高いと認められるが、課題の解決を必要とするものについて、リストを公表し、県民協働の観点から、企業、NPO、市民活動団体等からの委託・民営化の具体的提案を募集する手法。

<主なアウトソーシングの検討業務>

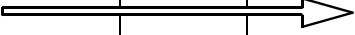
	業 務 名	業 務 内 容
業 務 委 託	議事録作成	審議会等の音声データを反訳し、議事録を作成
	公文書・古文書	資料の収集整理、資料の保存・修復
	職員研修（自治研修所）	県・市町村職員の研修企画、実施
	メンタルヘルス対策	健康診断、メンタルヘルス対策事業、健康相談
	政策等評価	政策等の外部評価の実施
	調査統計	統計調査に係る発送、集計等に関する業務
	修学資金貸与・徴収	看護師等への修学資金貸与の募集、債権管理
	鳥獣保護業務	傷病鳥獣の救護
	花きの種苗の供給	花き種苗センターにおける花き種苗の生産・供給
	高度化資金等の債権管理	債権回収及び債権回収に係る調査
	設計積算・工事監督	工事発注のための積算、工事監督
	県営住宅(秋田以外)の管理	県営住宅の入居事務、維持管理、家賃徴収
指 定 管 理 者	現業業務	庁舎警備、公用車の運転
	児童会館	児童会館の管理運営
	中央男女共同参画センター	中央男女共同参画センターの管理運営
	環境と文化のむら	環境と文化のむらの管理運営
	農業研修センター （生態系公園）	生態系公園の管理運営
	流域下水道	下水道施設（処理場・ポンプ場及び管渠）の運転操作・管理・薬品調達管理等
	十和田湖公共下水道	下水道施設（ポンプ場及び管渠）の運転操作・管理・薬品調達管理等

公の施設における指定管理者制度の導入状況

区 分		H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
導入施設数		3	0	84	3
指定管理者の内訳（延数）	県第三セクター	2	0	51	1
	市町村	1	0	9	1
	市町村第三セクター	0	0	7	0
	民間企業	0	0	7	1
	公益法人（三セク除く）	0	0	4	0
	N P O	0	0	4	0
	社会福祉法人（三セク除く）	0	0	2	0
	合計	3	0	84	3

- ・ 1 指定管理者が複数の施設を管理している場合あり。
- ・ H18年度において、マリーナ 3 施設をパッケージ公募。
- ・ H18年度において、県営住宅 1 6 施設をパッケージ公募。

【実施計画】

取 組 内 容	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
☐ アウトソーシングの拡大			
☐ 協働化テストの実施			

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
■新規アウトソーシング業務数	件	(1 9 年度) 3 2	2 5	2 5	2 5
■新規指定管理者移行施設数	箇所	(1 9 年度) 2	2	4	3

3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用

(1) 公共施設の有効活用の推進

一連番号 5 1

- 公共施設の有効活用を図るため、利用度の低い施設等について、本来の使用目的にかかわらず、住民ニーズに沿った利用を積極的に推進します。

【想定される施設等】

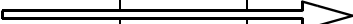
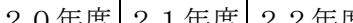
- ・各地域振興局の職員会館
- ・試験研究機関における試験研究機器

(※ 19年度に研究機器のデータベースを整備し、利用を促進)

- 公共施設別に利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。

- ◎ 子どもを連れた親たちが気軽に集い交流できる場の充実を図るため、県有施設への親子が利用できるスペースや設備等の設置を進めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 本来の使用目的以外の利用の推進			
☐ 公共施設の利用者数の目標設定及び公表			
☐ 公共施設のサービス改善			
☐ 親子が利用できるスペースや設備等の設置			

【取組目標】

指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■ 親子が利用できるスペースや設備等の設置数の累計 (対象施設数 28 箇所)	箇所	(19年度) 15	28	—	—

(2) 自治研修所の有効活用

一連番号 5 2

- ◎ 自治研修所の研修室及び宿泊施設の有効活用の観点から、当初の設置目的にとらわれず、民間企業や団体の研修等での利用を促進するとともに利用方法等の周知策を講じます。

また、自治研修所実施の研修を県・市町村職員以外にも受講対象を広げるなど、自治研修所研修のあり方も含め幅広く検討を進めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 企業、団体等のニーズ調査	→		
☐ 企業、団体等の利用規程の整備	→		
☐ 企業、団体等への広報	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■ 研修の開催回数 (うち民間研修)	回	(18年度) 125 (0)	130 (2)	135 (4)	140 (6)

(3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討

一連番号 5 3

- ◎ 職員公舎については、利用実態等を踏まえ、現行の公舎整備計画を凍結し、今後も職員の入居が見込まれない空き公舎については、他の利用による有効活用を促進します。併せて家賃についても見直しを検討します。

※ 職員公舎総戸数 1,064戸 (入居規制中22戸を除く)

入居戸数 914戸 空き公舎 150戸

(注) 共同住宅の各室は「戸」として計算しています。

(平成19年11月1日現在)

- ◎ 教職員公舎については、老朽化の進行と住環境ニーズの変化により、入居率が低い状態となっている木造一戸建の公舎を解体・所管換し、現有の半数程度(約60棟)を処分するとともに、知事部局管理公舎と教育委員会管理公舎の両部局職員による相互利用を可能とするなど、財産活用のロスを解消します。

- ◎ 知事公舎については、存廃を含め、そのあり方について見直しを検討します。

【知事公舎の概要】

公邸部分（事務室、応接室、会議室等）	R C 造 1 階建	2 7 3 m ²
私邸部分	R C 造 2 階建	3 8 6 m ²
※いずれも昭和 5 5 年 9 月建築		
敷地面積（公邸、私邸含む）		6, 3 8 1 m ²

【実施計画】

取 組 内 容	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
☐ 現行公舎整備計画の凍結	→		→
☐ 民間への貸与・売却の検討	→		
☐ 老朽公舎の解体・処分	→		→
☐ 知事部局・教育委員会管理公舎の相互利用の促進	→		→
☐ 知事公舎のあり方の検討	→		→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
		(1 9 年 度)			
■ 空き公舎の戸数	戸	1 5 0	4 5	3 5	2 5

4 県民視点、県民満足度向上の徹底

(1) 徹底した情報公開の推進

一連番号 5 4

- ◎ 県民や企業等が、必要な情報をいつでもどこでも分かりやすく入手できる環境を整備するため、県の保有する行政資料をインターネットから検索できる新文書管理システムを導入し、情報公開を徹底します。

※ 行政資料：県計画や指針・方針、事業等に関する要綱・要領や統計・調査、業務概要など業務上作成した資料。

【実施計画】

取 組 内 容	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
☐ 新文書管理システムの検討	→		
☐ 新文書管理システムの開発		→	
☐ 新文書管理システムの運用			→

【取組目標】

指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■行政資料登録数	件	(19年度) 0	0	0	30,000

(2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進

一連番号55

- 秋田の競争力強化を図るため、「県政」の広報からトータルな「秋田」の広報へ転換し、県内外に、これが「秋田県」だとすぐに理解されるイメージコンセプトを確立します。
- また、県民一人ひとりが地域や全国、世界へと秋田の元気を発信するため、キャッチコピーやイメージマークを募集・作成するとともに、「県民レポーター」を設置し、広報紙への寄稿など県民参加型広報を推進します。
- さらに、チラシやパンフレット、イベントや財源などの広報資源を集約化し、効率的な広報を実施するとともに、研修等による職員のレベルアップを図り、効果的な広報・広聴を行います。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□秋田のイメージコンセプトやキャッチコピーづくり	→		
□県民参加型広報の推進	→	→	→
□地域振興局における広報・広聴の充実	→	→	→
□広報資源の集約化	→	→	→
□研修会等の開催	→	→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■県の広報活動を評価する県民の割合（県民意識調査による）	%	(19年度) 64	66	68	70

(3) 審議会等の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築

一連番号56

- 既存審議会等については、活動状況や審議内容を随時点検し、委員定数の見直しのほか役割の低下・終了した審議会等や特に要綱設置の審議会等の統廃合を引き続き推進するとともに、新設については必要不可欠なものに限定します。

また、県民の意見を聞く機会を多くするため、委員の公募を一層拡大するとともに、引き続き女性委員の登用を進めます。

※審議会等数 154 委員数 1,932人

審議会等の女性委員比率：18年度目標35% 同実績28.8%

- ◎ 要綱等により設置される審議会の公募委員に対し支払われる謝金について見直します。

- 県民意見提出手続（パブリックコメント）の対象を現状の条例等に加え、規則や審査基準、処分基準、行政指導指針にも拡大します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□審議会等の統廃合	→	→	→
□女性委員の登用	→	→	→
□公募委員に支払われる謝金の見直し	→		
□パブリックコメントの対象の拡大	→		

【取組目標】

指 標 名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■審議会等の統廃合数	件	(19年度) 6	5	5	5

※統廃合を進める主な審議会等

【廃止】・地価調査委員会 ・八郎湖水質保全対策検討専門委員会など

【統合】・文化功労者選考委員会と名誉県民候補者選考委員会など

【統合を検討するもの】

・中山間ふるさと水と土保全対策委員会と中山間地域等直接支払制度に関する検討委員会

・介護サービス評価協議会と高齢者対策協議会

(4) 適正な公共調達を行うための取組

一連番号57

- 全ての工事に条件付き一般競争入札を導入(指名競争入札の原則廃止)するとともに、過度な低入札受注の排除・防止に向けてダンピング対策を強化します。また、工種・金額に応じた応札可能業者数のあり方を検討します。

18年度	19年度	20年度
4千万円未満・・・指名競争入札 4千万円以上3億円未満 ・・・簡易公募型指名競争入札 3億円以上24.1億円未満 ・・・公募型指名競争入札 24.1億円以上 ・・・一般競争入札	条件付き一般競争入札 の導入 (4千万円以上の工事)	条件付き一般競争入札 の拡大 (指名競争入札の原則廃止)

- 総合評価落札方式や施工能力重視型入札等の多様な入札・契約方法を活用するとともに、適用工事の拡大を図ります。

- ※ 総合評価落札方式：発注者が求める技術提案内容と価格の両方を総合的に評価することにより落札者を決定する方式。
- ※ 施工能力重視型入札：公共工事の品質確保を図り、県内建設業者の技術力の一層の向上を促すため、一定の技術的能力を有する者に限定して入札参加資格を与える入札。

- ◎ 土木関係建設コンサルタント業務委託について、地域要件等の入札参加資格要件を付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。また、その他の建設コンサルタント業務についても試行を拡大し、導入を検討します。

- ※ 建設コンサルタント：県では測量、土木関係、建築関係、補償、地質調査、環境調査の6業務について建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿を作成している。

- ◎ 250万円を超える印刷物の発注について、地域や印刷設備等の入札参加資格要件に付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。

19年度	20年度
☐ 物品 160万円以下・・・オープンカウンター方式 160万円超・・・一般競争入札 ☐ 印刷 250万円以下・・・オープンカウンター方式 250万円超・・・指名競争入札 ☐ 業務委託・・・指名競争入札等	☐ 250万円超の印刷物及び業務委託について条件付き一般競争入札に移行

※オープンカウンター：県が必要とする物品・印刷物についての見積依頼票等を一定期間掲示し、決められた日時までに見積書を提出してもらい、提出された見積書のうち、予定価格の範囲内で最低額の見積書提出者と契約するもの。

【実施計画】

取組内容	20年度	21年度	22年度
☐ 全ての工事への条件付き一般競争入札の導入	→		
☐ 多様な入札・契約方法の活用、適用工事の拡大	→	→	→
☐ 土木関係建設コンサルタント業務委託への条件付き一般競争入札の導入	→	→	→
☐ その他の建設コンサルタント業務への条件付き一般競争入札の導入		→	→
☐ 印刷物に係る一般競争入札の導入	→		

【取組目標】

指標名	単位	現状	20年度	21年度	22年度
■ 総合評価落札方式適用工事割合 (4,000万円以上の工事)	%	(18年度) 19.7	30	40	50
■ 施工能力重視型入札実施件数	件	(18年度) 2	5	7	10
■ 建設コンサルタント業務の条件付き一般競争入札の実施割合	%	(18年度) 0	20	50	100

(5) 内部通報制度の充実

一連番号58

- ◎ 職員の非違行為を防止するため、これまで設置していた公益通報の内部受付窓口に加え、新たに弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置します。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□公益通報に係る外部窓口の設置	⇒		
	※19年度前倒し実施		

(6) 職員の営利企業への再就職の制限

一連番号59

- ◎ 適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員等からの働きかけを防止する措置を講じます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□本庁課長相当職以上の職で退職した職員の営利企業への再就職自粛要請	⇒		
	※19年度前倒し実施		
□営利企業へ再就職した職員の退職後2年間の県への営業活動等の自粛要請	⇒		
	※19年度前倒し実施		
□地方公務員法の改正を踏まえた退職職員の働きかけ規制		⇒	⇒

5 第三セクターの徹底的な見直し

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

一連番号60

- 「第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年～19年）」による取組の実績を踏まえ、新たに「第3次第三セクター整理合理化指針」を策定します。
- 経営改善等の取組が必要な法人を選定し、「第3次第三セクター整理合理化指針」に基づいて具体的な改善目標を掲げ、改善の取組を着実に推進します。

【第2次整理合理化指針から引き継がれる法人】

① 県関与のあり方の見直し

対 象 法 人	第2次整理合理化指針	今 後 の 取 組 内 容
(株) 秋田県分析化学センター	・ 経営環境の変化に対応するため、営業の強化や新規分野への参入等事業基盤を強化し、県の関与を段階的に縮小する	・ 経営が安定した時点で県の関与を段階的に縮小
秋田臨海鉄道（株）	・ 企業体質の強化に努め、経営が安定した時点で、県の関与を段階的に縮小する	・ 企業体質の強化に努め、経営が安定した時点で、県の関与を段階的に縮小

② 累積赤字の早期解消

対 象 法 人	第2次整理合理化指針	今 後 の 取 組 内 容
(株) 秋田県食肉流通公社	・ 現行の累積赤字（16年度決算）を19年度決算で半減することを目標とし、経営改善を進める ・ 累積赤字が解消された時点で県の関与を廃止する	・ 19年度決算での累積赤字を22年度決算で半減 ・ 累積赤字が解消された時点で県の関与を廃止
(株) 秋田ふるさと村	・ 現行の累積赤字（16年度決算）を21年度決算で半減するため、17年度中に中期経営計画を策定する	・ 16年度決算の累積赤字を21年度決算で半減 ・ 累積赤字解消に向け20年度中に次期中期経営計画を策定

③法人の今後のあり方の方針決定等

対 象 法 人	第2次整理合理化指針	今 後 の 取 組 内 容
(財) 秋田県国際交流協会	・ 17年度中に多文化共生社会の実現に向け、中長期の財源見通しや法人のあり方を含む将来計画を策定する	・ 自主財源の確保と事業の効率化に向けた経費の縮減
(財) 秋田県災害遺児愛護会	・ 対象児童の減少を踏まえ、対象範囲の拡大等事業の充実のための見直しを検討する	・ 安定的な事業実施のため、他法人との統合を含めた法人のあり方を検討
(財) あきた移植医療協会	・ 経営改善を図るため、18年度末までに中期経営計画を策定する	・ 組織、運営の効率化を図るための中期経営計画の見直し
(社) 青少年育成秋田県民会議	・ 法人の自立を推進するため、18年度末までに市町村合併の進展を踏まえた事務局を含む組織、運営、活動のあり方等を具体化する	・ 収支構造の改善に向けた計画の策定
秋田県漁業信用基金協会	・ 県境を越えた広域再編構想の具体化に向け、国への働きかけや関係機関での情報交換を行うなど、地域・ブロック単位での組織再編方針を検討する	・ 収支構造の改善 ・ 国の方針が決定された時点で、組織再編を含めた法人のあり方を検討
(財) 秋田県木材加工推進機構	・ 県立大学（木材高度加工研究所）の法人化に伴い、法人の役割、事業範囲、組織体制、収支計画等法人のあり方について検討し、18年度末までに結論を得る	・ 手数料の見直し等による収支構造の改善 ・ 事業の効率的な運営のための法人のあり方を検討
(財) 秋田県林業公社	・ 第7次長期経営計画に基づく短期実行計画に掲げた経営改善目標を達成する ・ 厳しい経営見通しを踏まえ、様々な角度から経営方法を検討し、その方針を具体化する	・ 第8次長期経営計画に附帯する短期実行計画に基づく経営改善

対 象 法 人	第2次整理合理化指針	今 後 の 取 組 内 容
田沢湖高原リフト(株)	・ 田沢湖高原エリアの誘客促進と活性化に寄与する法人のあり方を検討する ・ 経営改善を図るため、17年度中に中期経営計画を策定する	・ 経営改善を継続するため、20年度に次期中期経営計画を策定
秋田内陸縦貫鉄道(株)	・ 17年度中に再生計画を策定する ・ 県の財政的関与を見直し、地方鉄道運営費補助金を削減する	・ 存廃を含めた今後の方針を具体化
由利高原鉄道(株)	・ 18年度末までに再生計画を策定する ・ 市町村合併を踏まえ、18年度末までに県の関与のあり方について結論を得る	・ 再生計画に基づく経営改善
(財) 秋田県学校保健会	・ 事業の効率化を進めるとともに、将来のあり方を検討する	・ 事業の移管等を含めた法人のあり方を検討

【新たに対象となる法人】

対 象 法 人	検 討 方 向
(財) 秋田県工業材料試験センター	・ 20年度決算での黒字化に向けた収支構造の改善を検討
(社福) 秋田県小児療育事業団	・ こども総合支援エリアの設置に伴う法人のあり方を検討
(社) 秋田県農業公社	・ 経営改善に向けた計画に基づき、累積赤字を22年度決算で半減 ・ 事業の効率化を図るため秋田県農業会議との連携強化
(財) 秋田県林業労働対策基金	・ 中期事業計画に基づいた準備金の有効活用
(社) 秋田県青果物価格安定基金協会	・ 管理費縮減に向けた中期収支計画を策定
(株) 玉川サービス	・ 県の関与のあり方を検討
十和田ホテル(株)	・ 累積赤字解消に向けた経営計画を策定
(財) 秋田県総合保健事業団	・ 特定健診及びがん検診等の体制強化を図るため法人のあり方を検討

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□第3次第三セクター整理合理化指針の策定	⇒		
□第3次第三セクター整理合理化指針の取組	⇒		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■第3次第三セクター整理合理化指針目標達成累計法人数	法人	—	7	12	23

(2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進

一連番号61

- 第三セクターの法人個々の経営状況を踏まえ、経営評価・指導を集中的に行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。

- 職員の採用については、透明性・公平性の確保のため、引き続き共同採用試験を実施します。

また、職員の資質向上や法人の活性化を図るため、引き続き第三セクター間や県との積極的な人事交流を進めます。

- 県退職者を含む県の人的関与は、第三セクターの自主性・機動性を損なわないよう必要最小限にとどめます。県関係者による常勤役員への就任に当たっては、氏名を公表し透明性に配慮するとともに、その経営責任を明確にします。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
□経営評価・指導の実施	⇒	⇒	⇒
□人事交流の推進	⇒		

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■人事交流実施法人数（派遣法人・受入法人の計）	法人	(19年度) 10	10	12	14

(3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し

一連番号 62

- ◎ 第三セクターの経営状況や改善に向けた取組状況を、より客観的に評価し、法人自らの改善へ向けた取組を促進するため、新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定を行います。
- ◎ 新たに、「顧客満足度調査」の結果を受けて実施する取組の状況を公表し、県民ニーズに即したサービスの向上を進めます。

【実施計画】

取 組 内 容	20年度	21年度	22年度
☐ 新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定	→		
☐ 新たな「経営改善指標・事業成果指標」の公表	→	→	→
☐ 顧客満足度調査を反映した取組の公表	→	→	→

【取組目標】

指 標 名	単位	現 状	20年度	21年度	22年度
■ 顧客満足度調査を反映した取組を公表し、実施した法人の割合	%	(19年度) 0	100	100	100

第4期行財政改革の実施項目と見込まれる成果等

1 第4期行財政改革の実施項目及びスケジュール

財政運営システム改革

■中項目 ■小項目	実施 年度	所管課
1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し		
(1) 全事業のゼロベースからの見直し	20~21	財政課・(各部局)
(2) 重複・類似事業の整理統合	20~21	財政課・(各部局)
2 歳出の更なる見直し		
(1) 人件費の縮減	20~22	人事課
(2) 県債発行の抑制	20~22	財政課
(3) 県単独補助金の廃止・縮減	20~21	財政課・(各部局)
(4) 病院・大学等への繰出金等の縮減	20~21	県立病院改革推進室・学術国際政策課
(5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	20~22	公共建築物活用室・(各部局)
(6) 投資事業の重点化	20~21	財政課・(各部局)
(7) 一層の事業コストの削減	20~22	営繕課・技術管理室
(8) 予算執行段階の経費削減	20~22	財政課・(各部局)
(9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	20~22	建設交通政策課
3 歳入の確保対策		
(1) 県税の収入率の向上	20~22	税務課
(2) 未収金の解消による収入の確保	20~22	財政課・会計管財課・(各部局)
(3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保	20~22	財政課・会計管財課
(4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保	20~22	会計管財課・総務課
(5) 企業広告の活用	20~22	総務課・(各部局)
(6) 基金等の活用	20~21	財政課
(7) ふるさと納税制度を活用した寄付金収入の確保	20~22	税務課・総合政策課
(8) 地方財政基盤の強化に向けた取組	20~22	分権改革推進室・財政課
4 公会計改革の推進		
(1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	20~22	会計管財課・(各部局)
(2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	20~22	総務課・会計管財課・(各部局)

行政運営システム改革

■中 項 目 ■小 項 目	実施 年度	所 管 課
1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制		
(1) 職員数の更なる縮減	20~22	人事課
(2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備	20~22	総務課・(各部局)
(3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化	20	産業経済政策課
(4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備	21	総務課・(各部局)
(5) 県立病院の独立行政法人化の推進	20~21	県立病院改革推進室
(6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進	20~22	障害福祉課
(7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進	20	科学技術課
(8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立	20~22	財政課・人事課
(9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	20~22	人事課
2 知事部局以外の機関の改革		
(1) 教育委員会の改革	20~22	教育庁
(2) 警察本部の改革	20~22	警察本部
(3) 各種行政委員会の改革	20	各種行政委員会事務局
(4) 議会事務局の改革	20~22	議会事務局
3 柔軟で効率的な行政システム		
(1) 政策等評価制度の見直し	20~22	総合政策課
(2) 電子自治体の一層の推進	20~22	情報企画課・総務課・ 会計管財課・税務課
(3) I T活用による一層の効率化	20~22	情報企画課・教育庁
(4) 業務改善の継続的な取組	20~22	総務課・人事課・税務課
4 職員の資質向上		
(1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革	20~22	人事課・総合防災課
(2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充	20~22	人事課・教育庁

公共サービス改革

■中 項 目 ■小 項 目	実施 年度	所 管 課
1 役割分担の明確化等による地域の自立促進		
(1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進	20~22	市町村課
(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	20~22	観光課・県民文化政策課 ・市町村課・福祉政策課
(3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	20~22	分権改革推進室
(4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ	20~22	分権改革推進室
2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大		
(1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	20~22	地域活動支援室
(2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり	20~22	地域活動支援室・総合防災課
(3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	20~22	地域活動支援室
(4) 県民全体で支える森づくりの推進	20~22	水と緑推進課・税務課
(5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実	20~22	健康福祉部・教育庁
(6) アウトソーシングの拡大	20~22	総務課・（各部局）
3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用		
(1) 公共施設の有効活用の推進	20~22	総務課・分権改革推進室 ・子育て支援課
(2) 自治研修所の有効活用	20~22	人事課
(3) 職員公舎・知事公舎のありかた検討	20~22	人事課・公共建築物活用 室・学術国際政策課・ 教育庁・秘書課
4 県民視点、県民満足度向上の徹底		
(1) 徹底した情報公開の推進	20~22	情報公開センター
(2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	20~22	情報公開センター
(3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	20~22	総務課・男女共同参画課 ・（各部局）
(4) 適正な公共調達を行うための取組	20~22	建設管理課・技術管理室 ・総務事務センター
(5) 内部通報制度の充実	20	総務課・教育庁・警察本 部
(6) 職員の営利企業への再就職の制限	20~22	総務課・人事課
5 第三セクターの徹底的な見直し		
(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	20~22	総務課・（各部局）
(2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	20~22	総務課・（各部局）
(3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	20~22	総務課・（各部局）

2 第4期行財政改革の推進により見込まれる財政効果

項 目	効 果 額 (一般財源ベース)
(1) 歳出の削減	395億円
① 平成20年度	270億円
①人件費(1,659億円(うち一般財源1,377億円)) ・定員適正化計画等に基づく職員数の縮減 (知事部局) H19 4,066人 → H22 3,672人 (教職員) H19 10,885人 → H22 10,129人 ・臨時的給与カット(給料の2～4%、管理職手当の16%)	91億円 (54億円) (37億円)
②公債費	26億円
③事業実施に要する経費 ・施設維持管理費などの経常経費 ・県単補助金等の政策経費	153億円 (11億円) (142億円)
② 平成21年度	125億円
①人件費 ・定員適正化計画等に基づく職員数の縮減 ・臨時的給与カット(給料の2～4%、管理職手当の16%)	
②公債費	
③事業実施に要する経費 ・施設維持管理費などの経常経費 ・県単補助金等の政策経費 ・公共投資事業	
(2) 歳入の確保 (平成20年度～平成22年度)	20.9億円
①県税収入率の向上 H18 97.66% → H22 97.80%	2.8億円
②県有資産の処分	9億円
③貸付金等の未収金の解消	5.2億円
④使用料等の見直し	3.6億円
⑤企業広告の活用	0.3億円

※ 参 考

プログラム期間内の累積効果 (平成20年度～平成22年度)		1,080.9億円
歳出の削減	平成20年度	270億円
	平成21年度	395億円
	平成22年度	395億円
歳入の確保	平成20年度～平成22年度	20.9億円

■ 参考資料

1 第4期行財政改革推進プログラム策定経過

- (1) 策定経過
- (2) 秋田県行財政改革推進委員会委員名簿

2 これまでの行財政改革の主な取組

1 第4期行財政改革推進プログラム策定経過

(1) 策定の経過

4期行財政改革基本方針

- ・県行政改革推進本部で決定
(平成19年5月28日)

意見・提言等の反映

プログラム素案

意見・提言等の反映

プログラム案

意見・提言等の反映

プログラムの決定

- ・県行財政改革推進本部で決定
(平成20年3月24日)

■ 行財政改革推進委員会（第1回～2回）

- ①基本方針(案)の審議
(平成19年5月21日)
- ②「改革項目概要」の審議
(平成19年7月27日)

■ 県議会総務企画委員会

- ・基本方針(案)の審議
(平成19年5月23日)

■ 聖域なき行革を語る県民フォーラム

- ・「改革項目概要」について意見交換
(平成19年8月：県内3ブロックで開催)

■ 行財政改革推進委員会（第3回）

- ・プログラム(素案原案)の審議
(平成19年8月30日)

■ 県議会総務企画委員会

- ・プログラム(素案)の審議
(平成19年9月12日)

■ パブリックコメントによる意見募集

(平成16年10月15日～11月14日)

■ 市町村との意見交換

- ・3ブロックで実施
(平成19年10月24日～26日)

■ 聖域なき行革を語る県民フォーラム～秋

- ・プログラム(素案)について意見交換
(平成19年11月：県内3ブロックで開催)

■ 行財政改革推進委員会（第4回）

- ・プログラム(案)の審議
(平成19年11月30日)

■ 県議会総務企画委員会

- ・プログラム(案)の審議
(平成19年12月12日・平成20年3月10日)

(2) 秋田県行財政改革推進委員会委員名簿

任期：平成19年4月～21年3月

(氏名は五十音順)

氏 名	役 職	備 考
安 藤 寿	(株)安藤食品常務取締役	
大 屋 みはる	NPO法人「不登校を考える親の会」理事長	
上 手 康 弘	(株)カミテ代表取締役社長	
菊 池 まゆみ	藤里町社会福祉協議会事務局長	
栗 林 次 美	秋田県市長会副会長（大仙市長）	
小 島 えみ子	たざわこ芸術村営業部長	
進 藤 利 文	(財)秋田経済研究所専務理事所長	委員長
菅 原 香 織	NPO法人「あきたITこまちネットワーク」代表理事	副委員長
清 野 彰	日本労働組合総連合会秋田県連合会事務局長	
高 橋 トモ子	秋田県女性農業士会会長	
シンゴ・ニシカワ	国際教養大学教授	
八重樫 學	八重樫建設(株)代表取締役	

2 これまでの行財政改革の主な取組

第1期 「秋田県行政改革大綱」 (11～13年度)	第2期 「第2期行政改革推進プログラム」 (14～16年度)
○ 基本テーマ ・ 時代の変化に柔軟に対応できる行財政システムの確立 ・ 公正で透明性の高い行政の推進	○ 重点目標 ・ 競争力ある地域社会づくりに向けたシステムの整備 ・ 県民との協働による県政の推進
主な成果	主な成果
① 定員適正化計画に基づく職員数(病院、大学を除く知事部局)の縮減 10年4月 4,819人 → 19年4月 4,066人 ▲753人(▲15.6%) ※最終目標(H23.4.1) 3,500人 ▲1,319人(▲27.4%) ③ 時間外勤務手当の縮減 事務の効率化等による時間外勤務手当の縮減 10年度 3,495百万円 → 17年度 2,030百万円 ▲1,465百万円 (▲41.9%) ⑤ 簡素な財政運営 決算総額に占める人件費と物件費(庁費等)を加えた経費の割合 10年度 24.5%(全国で2番目に低い) → 17年度 27.9%(全国で3番目に低い)	② 職員数縮減による給与費総額の抑制 当初予算における給与費総額(知事部局(病院、大学を含む)、教育、警察職員を含む) 10年度 1,843億円 → 19年度 1,639億円 ▲204億円(▲11.1%) ④ 県債新規発行の抑制 県債新規発行額(借換債を除く)の抑制 10年度 1,276億円 → 19年度 782億円 ▲494億円(▲38.7%) 秋田県財政構造改革検討委員会提言(平成16年度) 1 投資的経費(公共事業)の在り方について 重点化への考慮、コスト縮減、建設業対策 2 教育の在り方について 学校再編、教職員、教育行政経費 3 行政サービスの民間への開放について 民間委託・開放の分野及びそのシステム
⑥時代に即応した組織・機構の再編 ・ 農政部と林務部の統合(H14.4.1～) ・ 総務事務の集中化(本庁60課中25課に集中配置) ・ 福祉事務所と保健所の統合 ⑦未利用資産の売却 土地 23.3万㎡処分 ⑧第三セクターの効率的・機動的運営の推進 ・ 株式処分等 6社の株式を処分(71,803千円) ・ 法人の廃止 1法人 ・ 出資引揚げ 1法人 ⑨政策・事業評価システムの確立(H11～) ⑩公共工事のコスト縮減 11年度 8.8%、12年度 9.7% ⑪管理運営の外部委託 15施設 ⑫業務委託の推進 69業務 ⑬「ISO14001」の認証取得(H12～) ⑭手続の簡素化と処理期間の短縮 ・ 押印廃止 261件 ・ 書類の簡素化等 13件 ・ 許認可等の審査・処理期間短縮等 13件 ⑮公共施設について利用目標の設定と外部評価の導入 ⑯公正で透明性の高い行政の推進 ・ 包括外部監査の実施(H11～) ・ 公共工事の入札予定価格の公表(H11～)	⑥市町村への権限移譲プログラムの策定(H16) ⑦外部評価制度として県政策評価委員会を設置(H14～) ⑧旅費事務のアウトソーシング(H16～) ⑨バランス・シート、行政コスト計算書の作成・公表 ⑩北東北3県共同で産業廃棄物税(法定外税)導入(H16.1～) ⑪未利用資産の売却 16年度 30件(810百万円) ⑫男鹿水族館廃止(H14)、男鹿桜島荘売却(H15) ⑬第三セクター整理合理化指針の策定 6法人解散 ⑭外部委託の推進 9施設(管理運営)、13業務 ⑮出資法人の情報公開(対象33法人) ⑯公共事業再評価の実施 評価対象 197件 ⑰入札予定価格の事前公表 ・ 4千万円未満の工事について事前公表の試行 ・ 4千万円以上の工事について事前公表の実施 ⑱入札・契約の全情報の事後公表 ⑲パブリックコメント制度の導入(H14～) 33件実施 ⑳電子県庁の構築 ・ 組織及び個人認証システムの稼働 ・ 新システムの導入 ・ 公有財産管理システム ・ 予算編成・評価システム ・ 人事給与管理システム 等

第3期 「新行財政改革推進プログラム」 (17～19年度)	「第4期行財政改革推進プログラム」 (20～22年度)
○ 重点テーマ ・ 民間との協働による地域の自立促進 ・ 地方分権時代の行政運営の確立 ・ 持続可能な財政基盤の確立	○ 主要テーマ ・ 将来に向けて持続可能な財政基盤の確立 ・ スリムで効率的な行政の実現 ・ 県の役割の再構築と県民との協働の促進
主な取組とこれまでの成果 ⑥県有施設への指定管理者制度導入 66施設 ⑦広域交流センターの譲渡 5施設 ⑧事務事業の新規民間委託数 77件 ⑨建設工事における電子入札 実施率 100% ⑩市町村への権限移譲 移譲権限数 80項目 ⑪公共事業部門の業務体制の一元化（下水道、用地、技術管理） ⑫公設試験研究機関の統合 10→3 ⑬県立大学の地方独立行政法人化（H18.4～） ⑭企業局の廃止（公営企業として知事部局への編入） ⑮財政健全化の推進 ・ 臨時的任用職員の縮減 対前年△48,347千円 △5.8% ・ I P 電話の導入による通信費縮減 約4千万円／年 ・ 未利用資産の売却 67件、1,822,406千円 ⑯総務事務 I T システム化、一括集中処理の推進 総務事務担当職員数 370人（H16）→ 243人（H19）△127人 ⑰施策事業の見直しの実施（スプリングレビュー） 廃止施策事業 366事業 ⑱コンビニエンスストアにおける県税収納開始 コンビニ収納割合（件数） 24.2%（19年度）	主な改革項目 1 財政運営システム改革 ①全事業のゼロベースからの見直し ②重複・類似業務の整理統合 ③人件費の縮減 ④県債発行の抑制 ⑤県単独補助金の廃止縮減 ⑥県税の収入率向上 ⑦企業広告の活用による収入の確保 ⑧公会計改革の推進 2 行政運営システム改革 ①職員数の更なる縮減 ②産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化 ③地域振興局の機能強化・再編整備 ④柔軟で効率的な行政システムの構築 ⑤職員の資質向上 3 公共サービス改革 ①市町村への更なる権限移譲 ②市町村・N P O 等との協働の推進 ③アウトソーシングの拡大 ④県有資産の有効活用 ⑤県民視点、県民満足度向上の徹底 ⑥第三セクターの徹底的な見直し
集中改革プラン（17～21年度）	
主な取組 【集中改革プランにおける経費節減等の財政効果 1,499億円】 ① 歳入の確保（県税の収入率向上、使用料・手数料の見直し、未利用資産の売却等） ② 定員管理の適正化（平成17.4.1 → 平成22.4.1） 17,996人 → 16,436人 ▲1,560人（▲8.7%） ※一般行政、教育、警察、公営企業等会計の各部門の総計 ③ 給与の適正化 地域の民間賃金水準の反映、退職手当制度・職員手当ての見直し ④ 事務事業の再編・整理等 廃止 198事業 ⑤ 民間委託の推進 新規民間委託する事務事業数 112事業 ⑥ 市町村への権限移譲 移譲対象事務数 150件	

（注1）集中改革プランとは、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、各都道府県が行政改革の実施計画を期間と項目をそろえて公表したもの。秋田県の集中改革プランは、平成17年度～19年度を期間とする「新行財政改革推進プログラム」に基づき作成されている。

第 4 期行財政改革推進プログラム

■ 印刷発行 平成 20 年 3 月

■ 発行 秋田県（知事公室総務課）

〒010-8570

秋田市山王四丁目 1 番 1 号

電話 018-860-2084

ファックス 018-860-1056

Eメール soumuka@pref.akita.lg.jp
